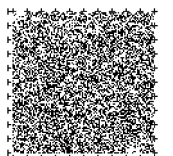
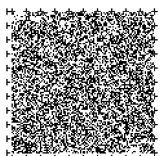


第7期東近江市障害福祉計画
第3期東近江市障害児福祉計画

令和6年3月
東近江市





はじめに



本市は、第2次東近江市総合計画において、まちづくりの基本方針の1つとして「誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり」をかかげ、全ての市民が住み慣れた地域で共に支え合い、健やかに暮らし続けることができるまちづくりを進めています。その実現のためには、障害福祉においては、人材の確保や障害理解の促進、虐待防止、経済的自立に向けた支援体制の整備等をはじめとする、障害のある人の生活を支えるための様々な課題解消に向けて取り組む必要があります。

これまで誰もが自らの意思を尊重し、お互いにその人らしさを認め合いながら、ライフステージのあらゆる場面を通じて、共に生きることができる「共生社会」の実現に向け、その道しるべである「東近江市障害福祉プラン」の着実な推進を図ってまいりました。

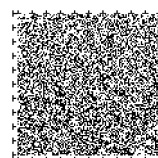
こうした中、令和2年度に策定した障害福祉サービスの実施計画である第6期東近江市障害福祉計画及び第2期東近江市障害児福祉計画の期間が終了することから、現行計画の実績を踏まえた、第7期東近江市障害福祉計画及び第3期東近江市障害児福祉計画を策定しました。

今後も障害の有無によって分け隔てられることなく、相互を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、住み慣れた地域で、必要な日常生活や社会生活が営めるよう今後も引き続き計画の推進を図ってまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言を賜りました東近江市障害者計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケートやニーズ調査を通して御協力いただきました市民の皆様及び関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

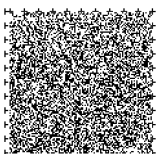
令和6年3月

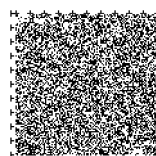
東近江市長 小椋正清



目次

第1部	計画の策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨と背景	1
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	4
第2部	東近江市の障害者を取り巻く状況	5
1	障害者（児）の状況	5
2	ニーズ調査結果から見る現状	15
3	アンケート調査結果から見る現状	31
4	本市の課題	41
第3部	第7期東近江市障害福祉計画	43
1	令和8年度目標値の設定	43
2	障害福祉サービス等の見込量	46
3	地域生活支援事業等の見込量	51
第4部	第3期東近江市障害児福祉計画	62
1	令和8年度目標値の設定	62
2	障害児支援事業の見込量	63
第5部	計画の推進	65
資料編		67
1	計画策定の経過	67
2	東近江市障害者計画等策定委員会要綱	68
3	東近江市障害者計画等策定委員会委員名簿	70





第1部 計画の策定に当たって

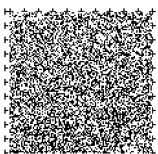
1 計画策定の趣旨と背景

東近江市（以下「本市」という。）は、令和3年3月に東近江市障害福祉プラン（第3次東近江市障害者計画・第6期東近江市障害福祉計画・第2期東近江市障害児福祉計画）を策定し、誰もがライフステージのあらゆる場面を通じて、ともに生きることができる「共生社会」の実現に向けて、施策を推進してきました。

国においては、平成19年9月に障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）への署名後、平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行（令和3年6月に一部改正法が公布）され、障害者の雇用の促進等に関する法律や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が一部改正されるなどの法整備が進められており、障害者基本法に基づく障害者基本計画（第5次）が令和5年度から5年間の計画として示されています。また、令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行され、令和4年5月に障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行されるなど、障害のある人を取り巻く環境及び施策は大きく変化しています。

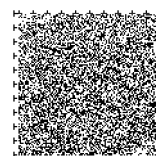
また滋賀県においては、平成30年に制定された「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が令和元年に全面施行され、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しており、令和5年12月には、障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通ならびに情報の取得および利用を促進することによる共生社会の実現への寄与を目的とする「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例」が施行されました。

この度、令和5年度をもって、第6期東近江市障害福祉計画・第2期東近江市障害児福祉計画の期間が終了することから、国の制度改正等の状況や、障害のある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえ、障害者福祉施策の充実を図るため、第7期東近江市障害福祉計画及び第3期東近江市障害児福祉計画（以下「本計画」という。）を策定します。

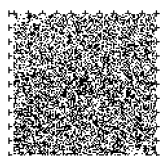


【障害者福祉施策にかかわる主な関連法令の動向】

年	主な動き
平成 23 年	●障害者基本法の一部を改正する法律の施行（一部を除く。） ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定等
平成 24 年	●障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の施行 ・通報義務、立入調査権の規定等
平成 25 年	●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行（一部を除く。） ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加等 ●国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）の施行 ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定等 ●障害者基本計画（第3次）策定 ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記等
平成 26 年	●日本が障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を批准 ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行（一部を除く。） ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化等
平成 27 年	●難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）の施行 ・医療費助成の対象疾病の拡大等
平成 28 年	●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行 ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組等 ●障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部を改正する法律の施行（一部を除く。） ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務等 ●成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策等 ●発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築等



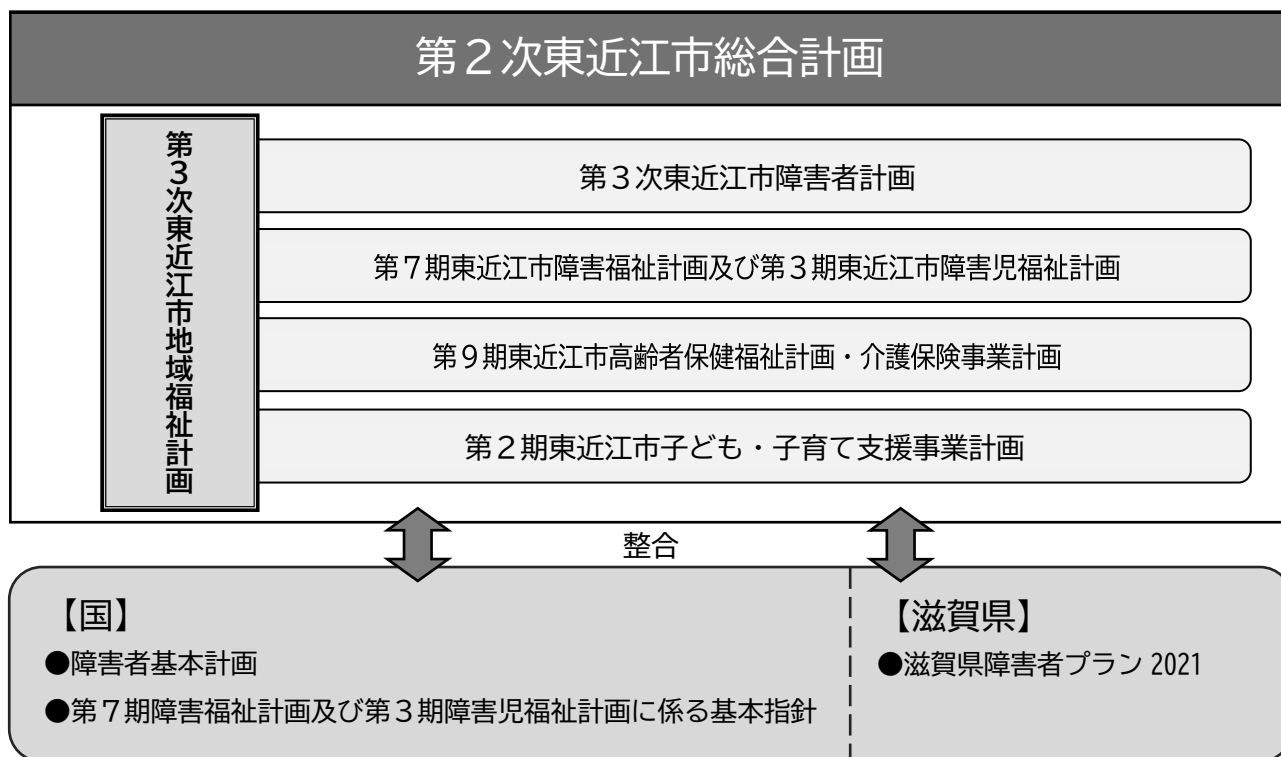
年	主な動き
平成 30 年	●「障害者基本計画（第4次）」策定 ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行（一部平成 28 年 6 月施行） ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等 ●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）の施行 ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保等
令和元年	●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の施行 ●滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の施行
令和 2 年	●障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）の施行（一部令和元年 6 月、9 月施行） ・障害者の短時間雇用に対する特例給付金の支給、障害者雇用に対する優良事業者の認定制度の創設等
令和 3 年	●医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行
令和 4 年	●障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行 ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進等 ●国連の障害者権利委員会より日本政府に対する勧告（総括所見） ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律の成立（令和 6 年 4 月 1 日施行。一部令和 5 年 4 月 1 日施行）
令和 5 年	●「障害者基本計画（第5次）」の策定 ●国の第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の「基本指針」（告示）



2 計画の位置づけ

「第7期東近江市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「第3期東近江市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20の規定による「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービスの充実と、相談支援体制の計画的な整備を目指すものです。また、本市における各分野の関連計画とも連携して計画を推進します。

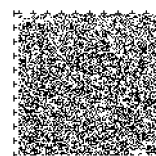
【他計画との関係】



3 計画の期間

本計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とし、国の法律の動向や社会情勢の変化、障害者のニーズの変化等に対応するため、必要に応じて計画期間中であっても、適宜、見直すこととします。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障害者計画	第3次計画						第4次計画		
障害福祉計画	第6期計画			第7期計画			第8期計画		
障害児福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画		



第2部 東近江市の障害者を取り巻く状況

1 障害者（児）の状況

（1）障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度は6,598人となっています。また、総人口に占める割合も微増しており、令和4年度は5.87パーセントとなっています。

■障害者手帳所持者の状況

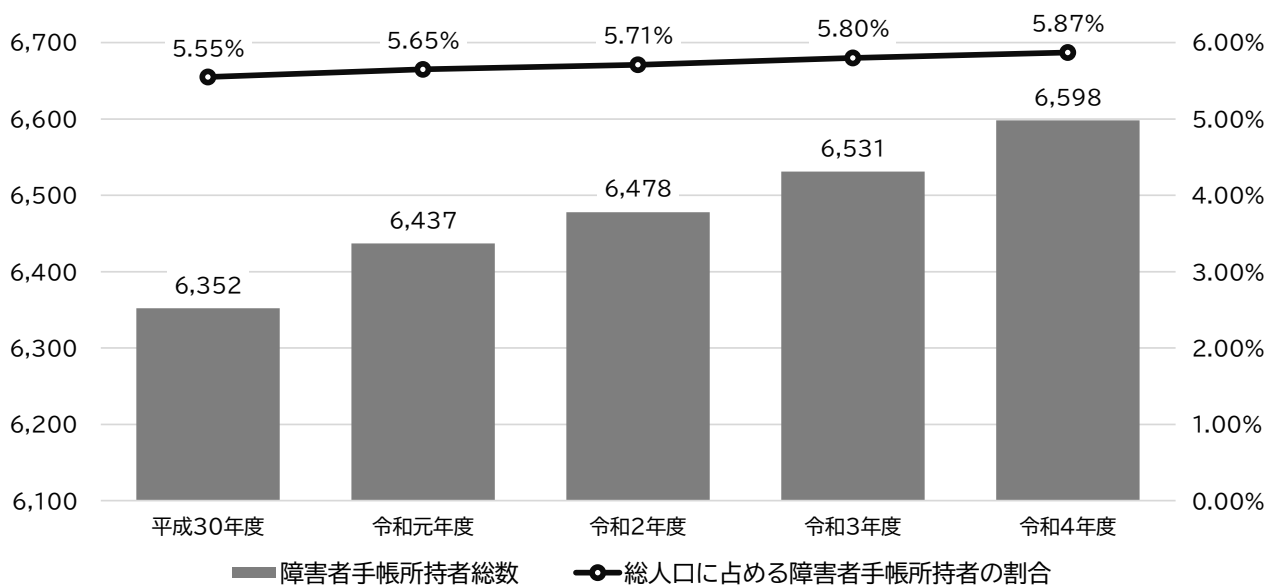
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口		114,517人	114,005人	113,494人	112,623人	112,349人
身体障害者手帳	人数	4,366人	4,387人	4,304人	4,284人	4,219人
	割合	3.81%	3.85%	3.79%	3.80%	3.76%
療育手帳	人数	1,209人	1,261人	1,317人	1,361人	1,433人
	割合	1.06%	1.11%	1.16%	1.21%	1.28%
精神障害者保健福祉手帳	人数	777人	789人	857人	886人	946人
	割合	0.68%	0.69%	0.76%	0.79%	0.84%
障害者手帳所持者総数		6,352人	6,437人	6,478人	6,531人	6,598人
総人口に占める障害者手帳所持者の割合		5.55%	5.65%	5.71%	5.80%	5.87%

資料：人口は住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

障害者手帳所持者は東近江市障害福祉課（各年度3月末日現在）

■障害者手帳所持者数及び所持比率

（人）



資料：東近江市障害福祉課（各年度3月末日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成 30 年度から比較すると減少傾向で推移しており、令和 4 年度は 4,219 人となっています。また、等級別の身体障害者手帳所持者数の推移を見ると、大きな変化は見られないものの、ほとんどの等級で減少傾向にあります。

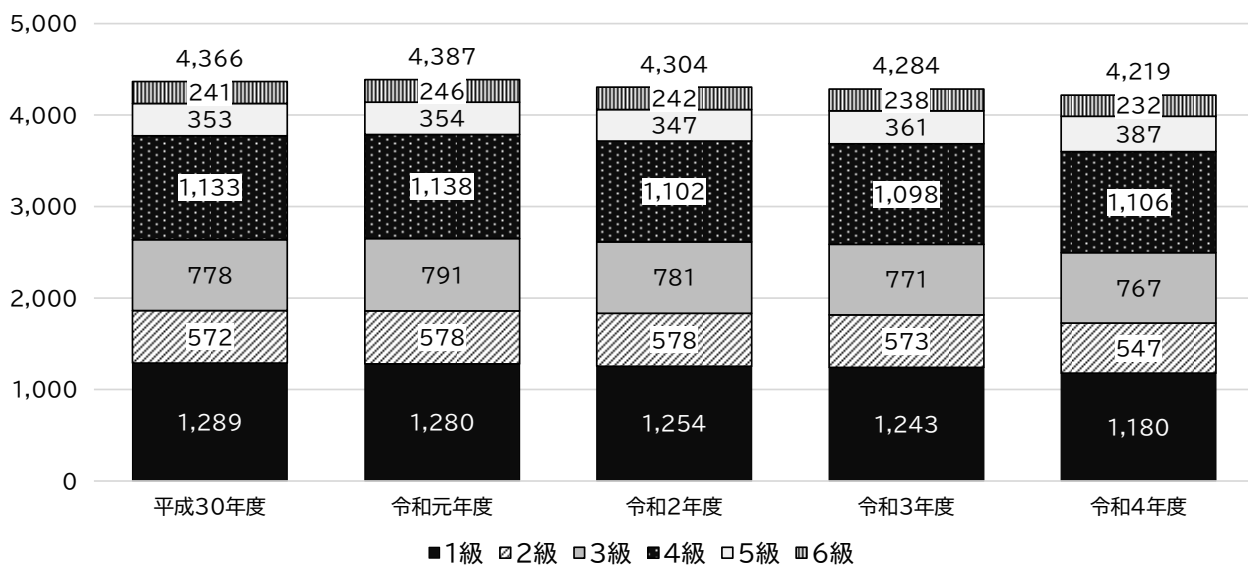
■身体障害者手帳所持者の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	人数	1,289人	1,280人	1,254人	1,243人	1,180人
	割合	29.52%	29.18%	29.14%	29.01%	27.97%
2 級	人数	572人	578人	578人	573人	547人
	割合	13.10%	13.18%	13.43%	13.38%	12.97%
3 級	人数	778人	791人	781人	771人	767人
	割合	17.82%	18.03%	18.15%	18.00%	18.18%
4 級	人数	1,133人	1,138人	1,102人	1,098人	1,106人
	割合	25.95%	25.94%	25.60%	25.63%	26.21%
5 級	人数	353人	354人	347人	361人	387人
	割合	8.09%	8.07%	8.06%	8.43%	9.17%
6 級	人数	241人	246人	242人	238人	232人
	割合	5.52%	5.61%	5.62%	5.56%	5.50%
合計	人数	4,366人	4,387人	4,304人	4,284人	4,219人
	割合	100%	100%	100%	100%	100%

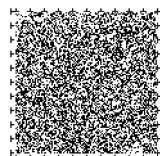
資料：東近江市障害福祉課（各年度 3 月末日現在）

■等級別の身体障害者手帳所持者の推移

(人)



資料：東近江市障害福祉課（各年度 3 月末日現在）



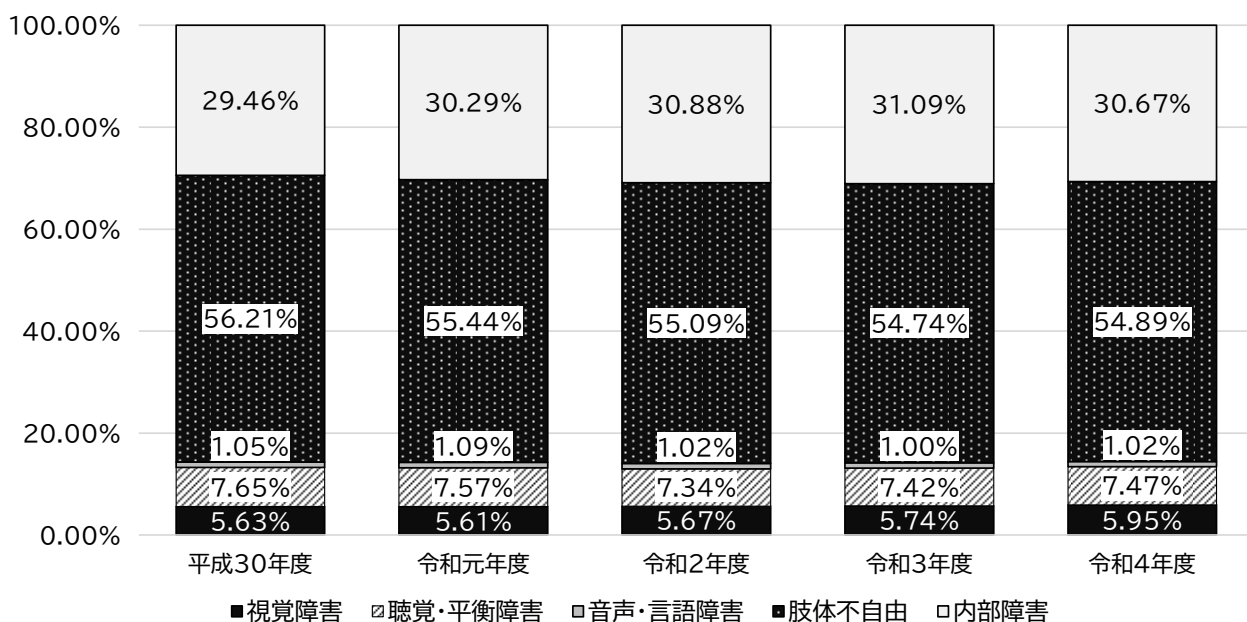
身体障害者手帳所持者の推移を見ると、視覚障害、音声・言語障害はほぼ横ばいで推移しています。令和4年度は、視覚障害が微増、聴覚・平衡障害、肢体不自由、内部障害は前年度と比較し、減少しています。

■障害部位別の身体障害者手帳所持者の状況

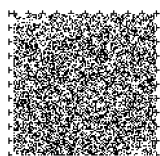
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	人数	246人	246人	244人	246人	251人
	割合	5.63%	5.61%	5.67%	5.74%	5.95%
聴覚・平衡障害	人数	334人	332人	316人	318人	315人
	割合	7.65%	7.57%	7.34%	7.42%	7.47%
音声・言語障害	人数	46人	48人	44人	43人	43人
	割合	1.05%	1.09%	1.02%	1.00%	1.02%
肢体不自由	人数	2,454人	2,432人	2,371人	2,345人	2,316人
	割合	56.21%	55.44%	55.09%	54.74%	54.89%
内部障害	人数	1,286人	1,329人	1,329人	1,332人	1,294人
	割合	29.46%	30.29%	30.88%	31.09%	30.67%
合計	人数	4,366人	4,387人	4,304人	4,284人	4,219人
	割合	100%	100%	100%	100%	100%

資料：東近江市障害福祉課（各年度3月末日現在）

■障害部位別の身体障害者手帳所持者の構成比の推移



資料：東近江市障害福祉課（各年度3月末日現在）



(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度は1,433人となっています。また、総人口に占める割合も増加しており、令和4年度は1.28パーセントとなっています。

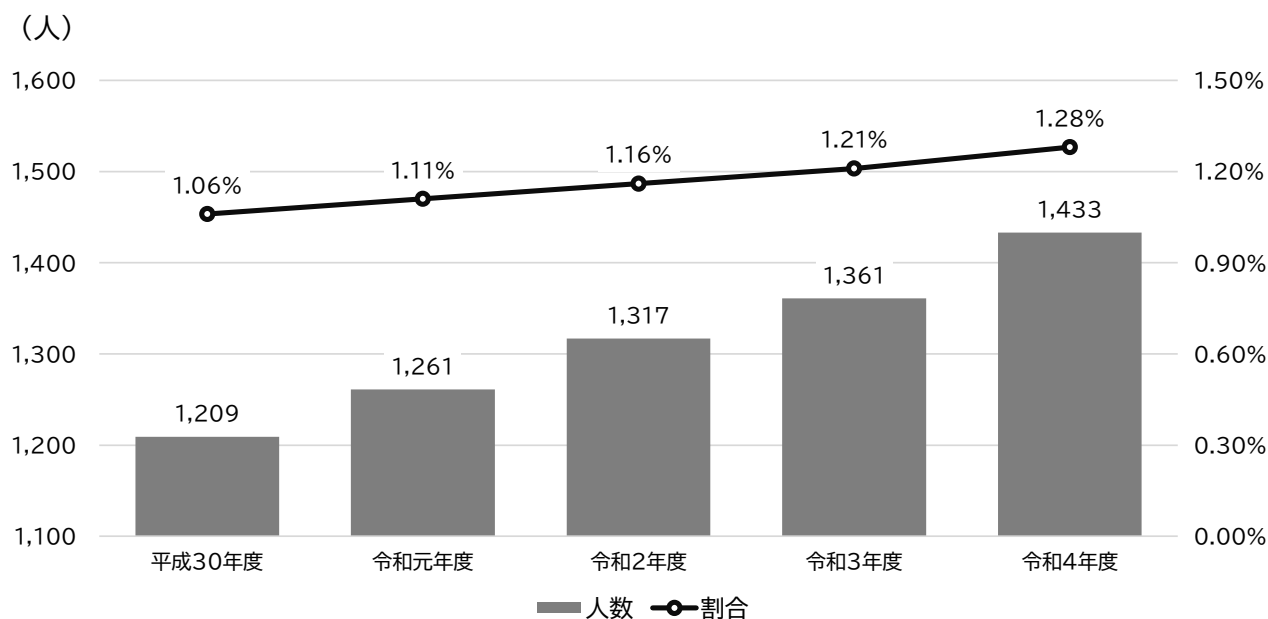
■療育手帳所持者の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～18歳未満	人口	19,746人	19,022人	18,635人	18,300人	17,975人
	人数	326人	319人	321人	320人	339人
	割合	1.65%	1.67%	1.72%	1.75%	1.89%
18歳以上	人口	94,771人	94,983人	94,859人	94,323人	94,374人
	人数	883人	942人	996人	1,041人	1,094人
	割合	0.93%	0.99%	1.05%	1.10%	1.16%
合計	人口	114,517人	114,005人	113,494人	112,623人	112,349人
	人数	1,209人	1,261人	1,317人	1,361人	1,433人
	割合	1.06%	1.11%	1.16%	1.21%	1.28%

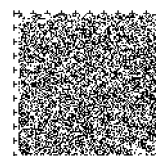
資料：人口は住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

療育手帳所持者は東近江市障害福祉課（各年度3月末日現在）

■療育手帳所持者の推移



資料：東近江市障害福祉課（各年度3月末日現在）



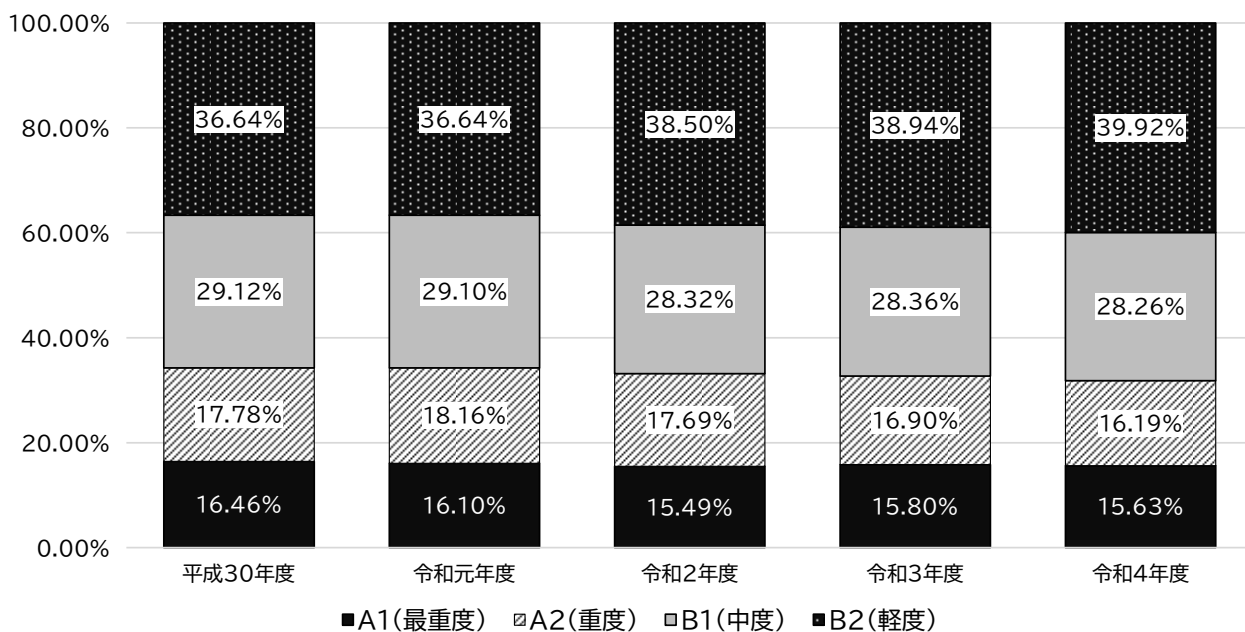
療育手帳所持者数の推移を見ると、いずれも増加傾向で推移しています。

療育手帳所持者の状況

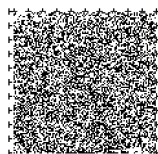
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A 1（最重度）	人数	199人	203人	204人	215人	224人
	割合	16.46%	16.10%	15.49%	15.80%	15.63%
A 2（重度）	人数	215人	229人	233人	230人	232人
	割合	17.78%	18.16%	17.69%	16.90%	16.19%
B 1（中度）	人数	352人	367人	373人	386人	405人
	割合	29.12%	29.10%	28.32%	28.36%	28.26%
B 2（軽度）	人数	443人	462人	507人	530人	572人
	割合	36.64%	36.64%	38.50%	38.94%	39.92%
合計	人数	1,209人	1,261人	1,317人	1,361人	1,433人
	割合	100%	100%	100%	100%	100%

資料：東近江市障害福祉課（各年度3月末日現在）

判定別の療育手帳所持者の構成比の推移



資料：東近江市障害福祉課（各年度3月末日現在）



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度は 946 人となっています。また、総人口に占める割合も増加しており、令和4年度は 0.84 パーセントとなっています。

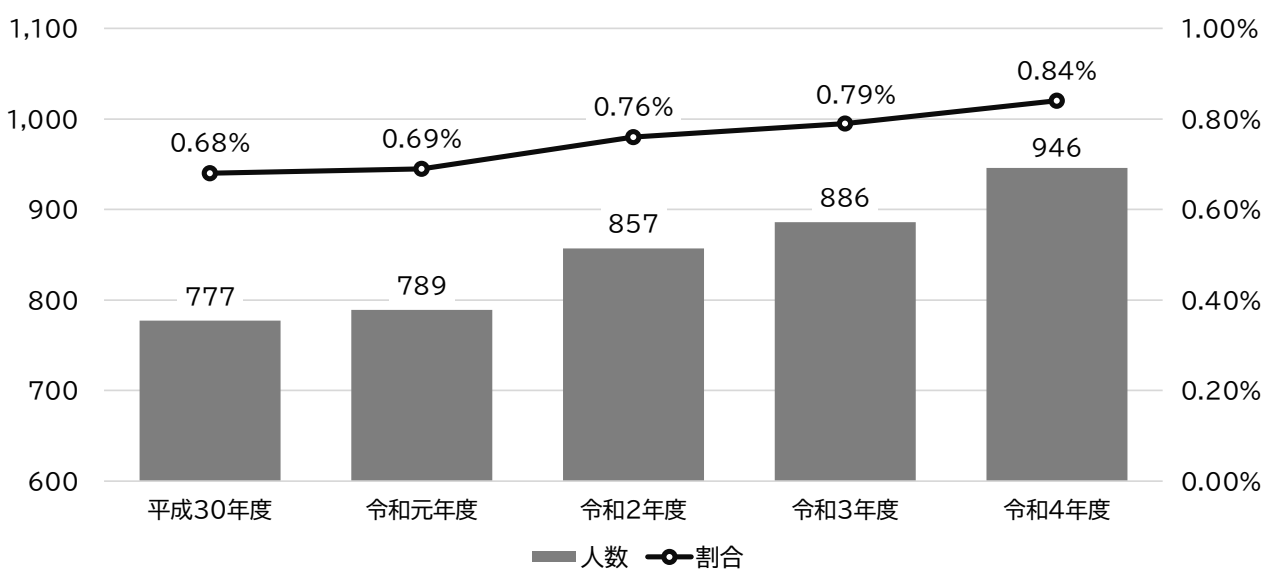
■精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～18歳未満	人口	19,746人	19,022人	18,635人	18,300人	17,975人
	人数	8人	8人	8人	13人	24人
	割合	0.04%	0.04%	0.04%	0.07%	0.13%
18歳以上	人口	94,771人	94,983人	94,859人	94,323人	94,374人
	人数	769人	781人	849人	873人	922人
	割合	0.81%	0.82%	0.90%	0.93%	0.98%
合計	人口	114,517人	114,005人	113,494人	112,623人	112,349人
	人数	777人	789人	857人	886人	946人
	割合	0.68%	0.69%	0.76%	0.79%	0.84%

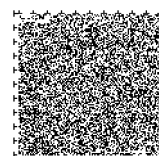
資料：東近江市障害福祉課（各年度3月末日現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(人)



資料：東近江市障害福祉課（各年度3月末日現在）



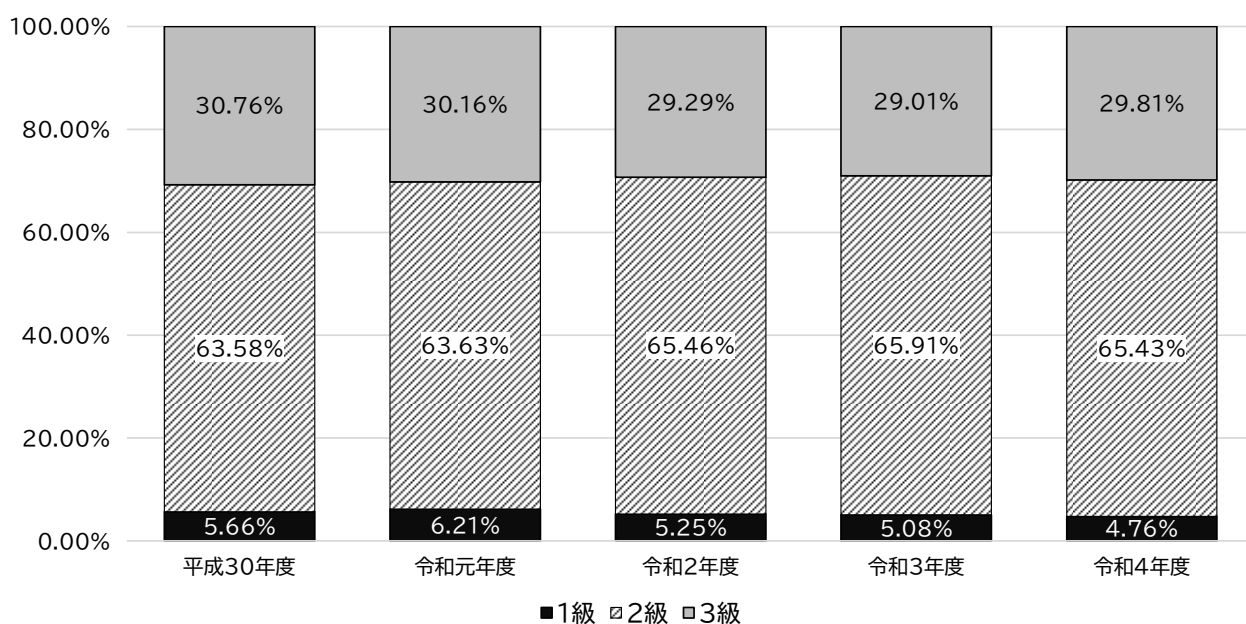
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を等級別に見ると、1級は横ばい、2級及び3級においては増加傾向で推移しています。

■等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

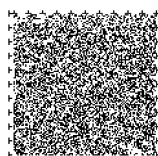
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	人数	44人	49人	45人	45人	45人
	割合	5.66%	6.21%	5.25%	5.08%	4.76%
2級	人数	494人	502人	561人	584人	619人
	割合	63.58%	63.63%	65.46%	65.91%	65.43%
3級	人数	239人	238人	251人	257人	282人
	割合	30.76%	30.16%	29.29%	29.01%	29.81%
合計	人数	777人	789人	857人	886人	946人
	割合	100%	100%	100%	100%	100%

資料：東近江市障害福祉課（各年度3月末日現在）

■等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比の推移



資料：東近江市障害福祉課（各年度3月末日現在）



(5) 指定難病の状況

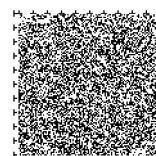
本市の指定難病者の状況を見ると、合計件数は令和3年度に減少が見られたものの、平成30年度以降増加傾向で推移しており、令和4年度は896件となっています。

■指定難病者数（特定医療費医療受給者証交付件数）

※令和4年度の件数順に5件以上を掲載

(単位：件)

病名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
潰瘍性大腸炎	127	141	148	136	144
パーキンソン病	95	110	146	131	141
全身性エリテマトーデス	48	44	51	49	49
クローン病	26	30	34	37	39
好酸球性副鼻腔炎	16	25	30	37	39
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	29	29	31	29	31
原発性胆汁性肝硬変	27	27	28	26	26
全身性強皮症	24	24	26	28	26
特発性拡張型心筋症	25	24	23	23	24
後縦靱帯骨化症	30	28	33	24	22
下垂体前葉機能低下症	11	15	16	20	22
一次性ネフローゼ症候群	13	15	18	22	22
網膜色素変性症	17	19	21	22	20
IgA 腎症	11	14	18	18	20
重症筋無力症	18	18	21	18	19
皮膚筋炎／多発性筋炎	13	13	16	16	19
広範脊柱管狭窄症	20	32	39	20	17
特発性血小板減少性紫斑病	17	16	19	16	16
多発性嚢胞腎	11	13	13	14	16
筋萎縮性側索硬化症	14	15	16	15	16
特発性大腿骨頭壊死症	10	16	11	13	14
サルコイドーシス	11	11	10	10	13
多発性硬化症／視神経脊髄炎	9	10	9	12	12
ベーチェット病	8	9	11	11	12
顕微鏡的多発血管炎	12	10	10	13	11
進行性核上性麻痺	11	16	21	20	10
下垂体性ADH分泌異常症	6	8	0	9	9
特発性間質性肺炎	8	8	9	8	9
混合性結合組織病	7	8	8	8	8
再生不良性貧血	10	8	10	9	8
シェーグレン症候群	7	7	7	7	8
神経線維腫症	6	6	6	7	8



病名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	3	5	5	6	8
自己免疫性肝炎	5	5	5	6	8
類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	6	8	11	8	7
もやもや病	3	4	6	7	7
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2	4	5	6	6
高安動脈炎	5	4	4	3	5
悪性関節リウマチ	5	5	5	5	5
合計	726	804	900	869	896

資料：滋賀県（各年度3月末日現在）

（６）障害のある子どもの就学状況

特別支援学級への就学状況を見ると、児童数は令和元年度以降増加傾向にあり、令和5年度は知的障害の特別支援学級で257人、自閉症・情緒障害の特別支援学級で312人となっています。また、「通級指導教室」の児童数は201人となっており、増加傾向で推移しています。

特別支援学校への就学状況を見ると、増減はあるものの増加傾向で推移しており、令和5年度は273人となっています。

■特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）への就学及び通級指導教室利用状況

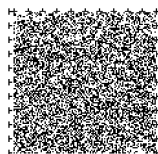
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別支援学級 (知的障害)	小学校	155人	161人	162人	188人	193人
	中学校	50人	57人	65人	62人	64人
	計	205人	218人	227人	250人	257人
特別支援学級 (自閉症・情緒障害)	小学校	118人	137人	184人	228人	249人
	中学校	43人	53人	56人	50人	63人
	計	161人	190人	240人	278人	312人
通級指導教室		187人	196人	159人	153人	201人

資料：東近江市障害福祉課（各年度5月1日現在（令和5年度のみ4月1日現在））

■特別支援学校への就学状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部	76人	65人	93人	90人	90人
中学部	43人	44人	73人	74人	72人
高等部	98人	106人	95人	110人	111人
合計	217人	215人	261人	274人	273人

資料：東近江市障害福祉課（各年度5月1日現在（令和5年度のみ4月1日現在））



(7) 障害のある人の就労状況

東近江公共職業安定所（ハローワーク）に登録している障害のある人は、令和5年3月末時点で3,517人、そのうち就業中は1,626人となっています。また、就業中の内訳は、身体障害者642人、知的障害者537人、精神障害者399人となっています。

東近江公共職業安定所への新規求職申込件数は400人前後で推移し、令和4年度は400人となっています。また、就職件数は平成30年度と比較すると減少しており、令和4年度は196人となっています。

東近江圏域における障害のある人の雇用率は増加傾向で推移していましたが、令和4年度は2.04パーセントとなっています。また、法定雇用率適用企業数は平成30年度と比較すると減少傾向で推移しており、令和4年度は131社となっています。

■就労登録者の状況

区分	就業中	求職中	保留中	登録者
身体障害者	642人	183人	695人	1,520人
知的障害者	537人	75人	234人	846人
精神障害者	399人	265人	352人	1,016人
その他の障害者	48人	50人	37人	135人
合計	1,626人	573人	1,318人	3,517人

資料：東近江公共職業安定所（令和5年3月末日現在）

■求職及び就職状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規求職申込件数	374人	391人	401人	396人	400人
就職件数	211人	204人	172人	159人	196人

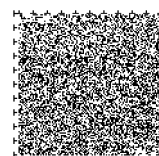
資料：東近江公共職業安定所（令和5年3月末日現在）

■法定雇用率等

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
算定基礎労働者数	17,453.5人	17,659.0人	17,433.5人	17,254.0人	17,280.0人
障害者数	306.5人	326.0人	341.0人	358.0人	353.0人
雇用率	1.76%	1.85%	1.95%	2.07%	2.04%
法定雇用率適用企業数	142社	137社	129社	131社	131社
法定雇用率未達成企業の割合	47.20%	43.79%	41.08%	39.69%	38.93%

資料：東近江公共職業安定所（令和5年3月末日現在）

- 1 東近江公共職業安定所に関する数値は、全て東近江圏域（東近江市・近江八幡市・日野町・竜王町）の合計値。
- 2 その他の障害者：発達障害者、高次脳機能障害者、指定難病者等。
- 3 常用雇用者数に対する障害者を雇用している割合のことで、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、民間企業・国・地方公共団体は所定の割合以上の障害者を雇用することが義務付けられている。



2 ニーズ調査結果から見る現状

(1) 調査の目的

本調査は、本計画の策定に当たり、市内在住の障害児・障害者やその御家族に対して生活状況や福祉へのニーズを把握するなど、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査の概要

- ・調査期間：令和4年12月1日から令和4年12月23日まで
- ・調査方法：郵送による配布・回収

対象者	配布数	回収数	回収率
18歳未満	266件	123件	46.2%
18歳以上	2,282件	910件	39.9%

※ 令和4年9月1日現在、東近江市民で次のいずれかに該当する人6,282人から無作為に抽出

- 1 身体障害、知的障害、精神障害又はその他の障害により、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している人
- 2 本市の発達支援センターが関わっている対象児のうち、発達障害と診断されている対象児

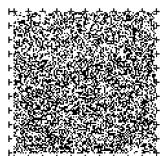
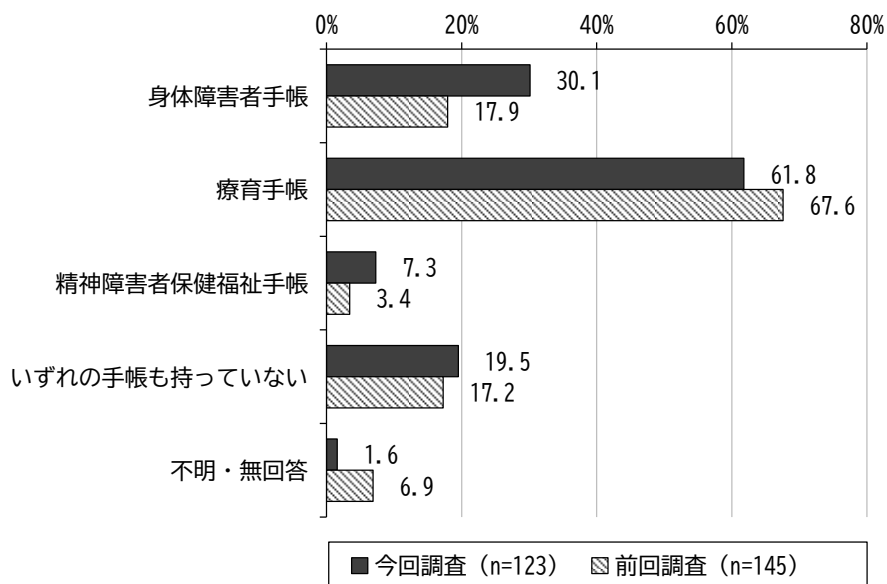
※ 本人が回答できない場合は、御家族等による回答

(3) 調査の結果【18歳未満】

①手帳所持者の状況

■お子さんは、次の手帳をお持ちですか。お持ちの場合はその内容についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

手帳の種類について見ると、「療育手帳」が61.8パーセントと最も高く、次いで「身体障害者手帳」が30.1パーセント、「精神障害者保健福祉手帳」が7.3パーセント、「いずれの手帳も持っていない」が19.5パーセントとなっています。

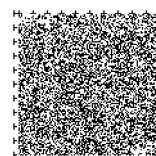
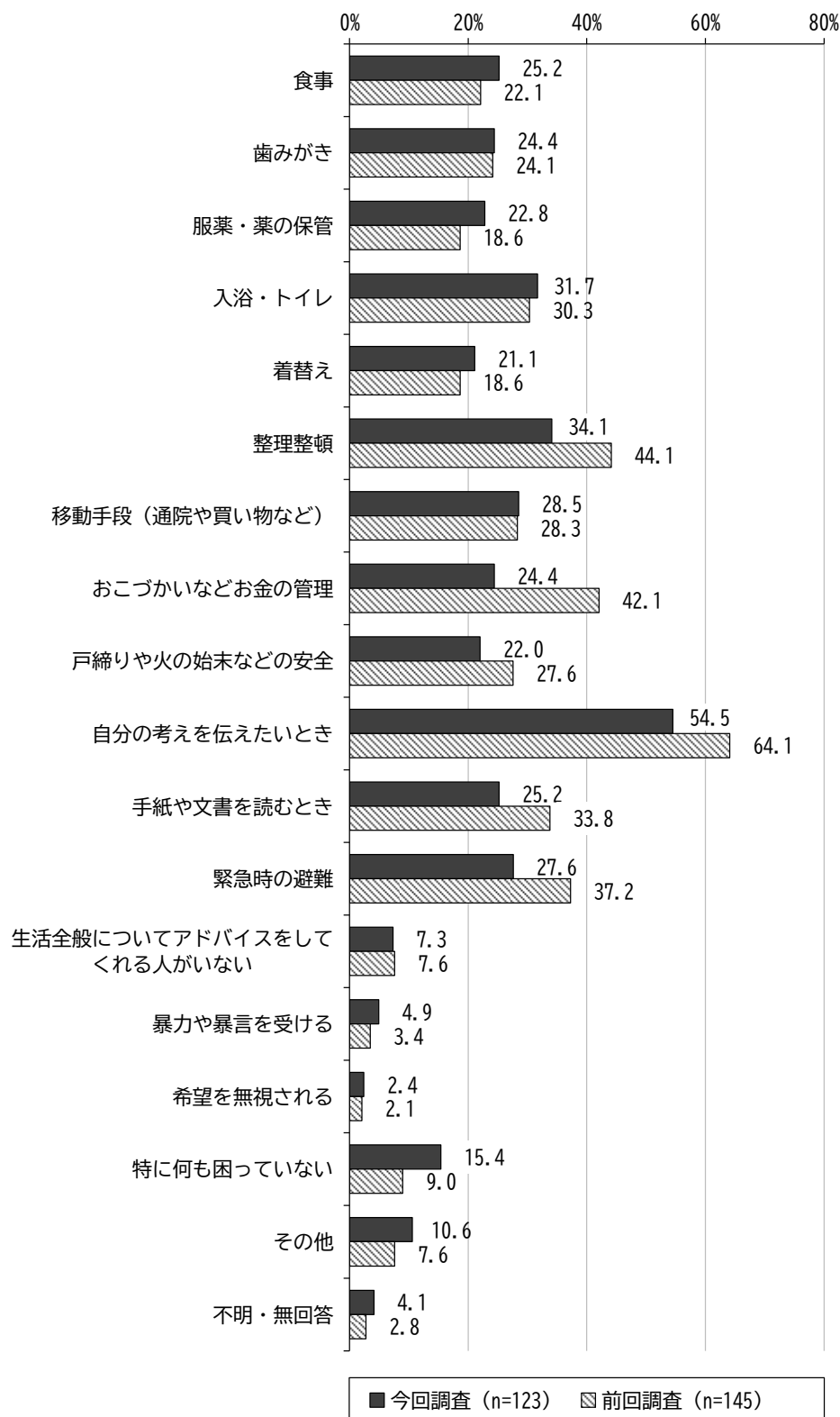


②住まいや暮らしについて

■お子さんが生活の中で困っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

生活の中で困っていることについて見ると、「自分の考えを伝えたいとき」が54.5パーセントと最も高く、次いで「整理整頓」が34.1パーセント、「入浴・トイレ」が31.7パーセントとなっています。

前回調査と比較すると、「おこづかいなどお金の管理」が17.7パーセント低くなっています。

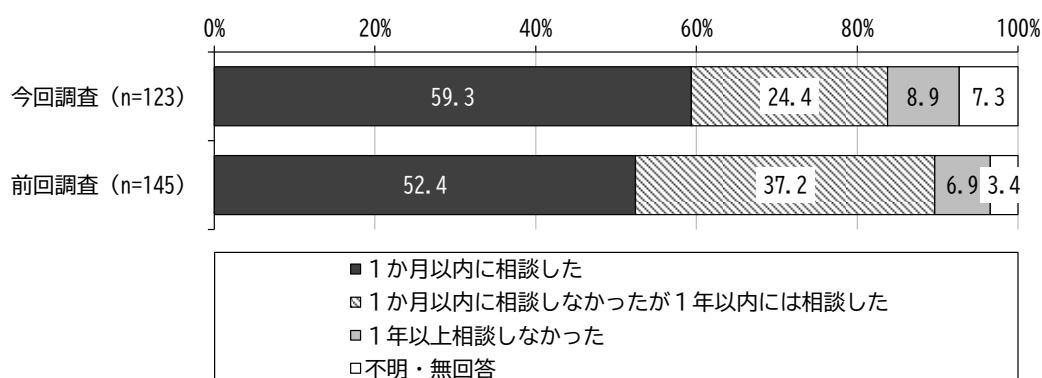


③発達上の特徴について

■お子さんの発達の特徴に気づき、すぐに専門機関等に相談しましたか。(○は1つだけ)

すぐに専門機関に相談したかについて見ると、「1か月以内に相談した」が59.3パーセントと最も高く、次いで「1か月以内に相談しなかったが1年以内には相談した」が24.4パーセントとなっています。

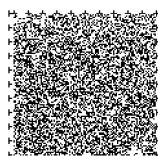
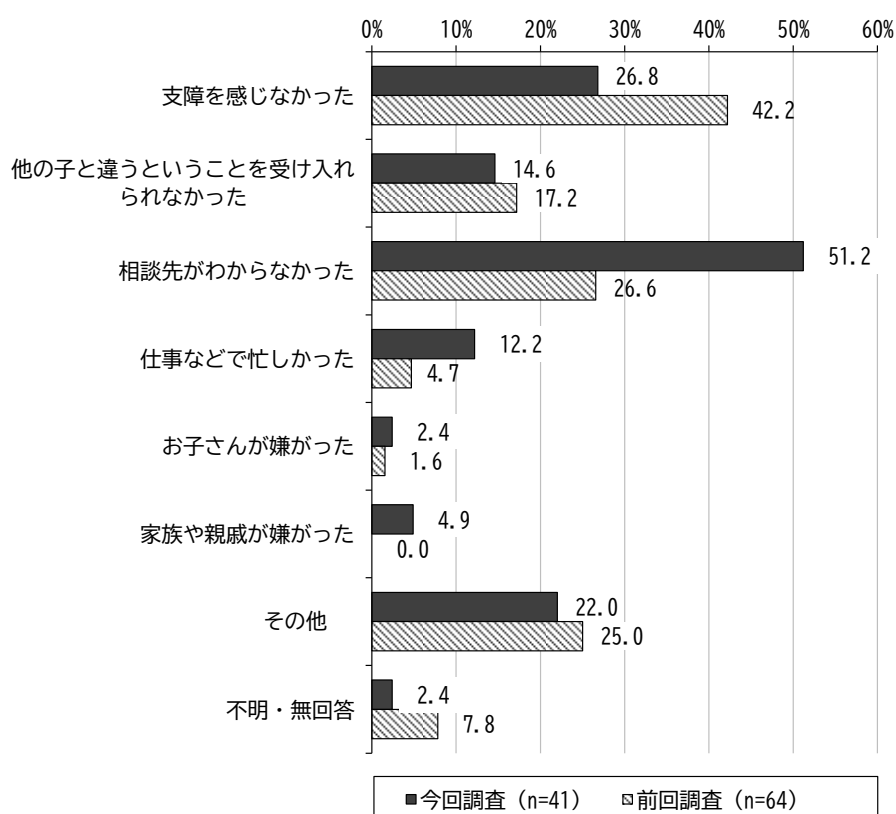
前回調査と比較すると、「1か月以内に相談しなかったが1年以内には相談した」が12.8パーセント低くなっています。



■【上記で「1か月以内に相談しなかったが1年以内には相談した」「1年以上相談しなかった」を選んだ方】すぐに相談しなかった理由は何でしたか。(あてはまるものすべてに○)

すぐに相談できなかった理由について見ると、「相談先がわからなかった」が51.2パーセントと最も高く、次いで「支障を感じなかった」が26.8パーセントとなっています。

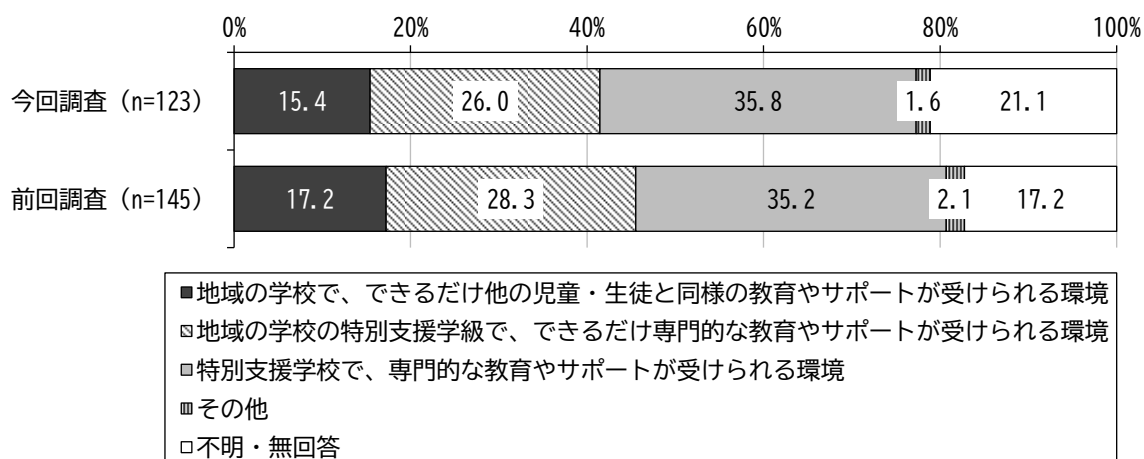
前回調査と比較すると、「相談先がわからなかった」が24.6パーセント高く、「支障を感じなかった」が15.4パーセント低くなっています。



④療育・教育について

■お子さんにとって、望ましい就学環境とはどのような環境ですか。(どのような環境でしたか。)
(○は1つだけ)

望ましい就学環境について見ると、「特別支援学校で、専門的な教育やサポートが受けられる環境」が35.8パーセントと最も高く、次いで「地域の学校の特別支援学級で、できるだけ専門的な教育やサポートが受けられる環境」が26.0パーセントとなっています。

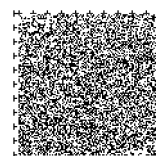
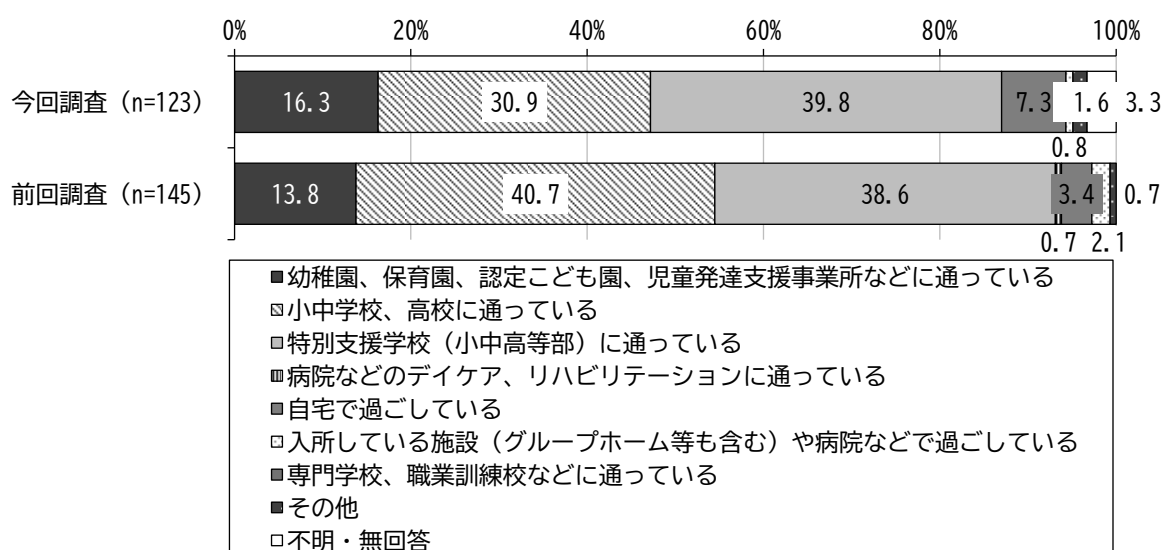


⑤日中活動や余暇の過ごし方・外出について

■お子さんは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

お子さんの平日の日中の主な過ごし方について見ると、「特別支援学校（小中高等部）に通っている」が39.8パーセントと最も高く、次いで「小中学校、高校に通っている」が30.9パーセントとなっています。

前回調査と比較すると、「小中学校、高校に通っている」が9.8パーセント低くなっています。



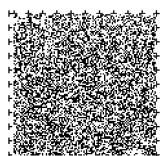
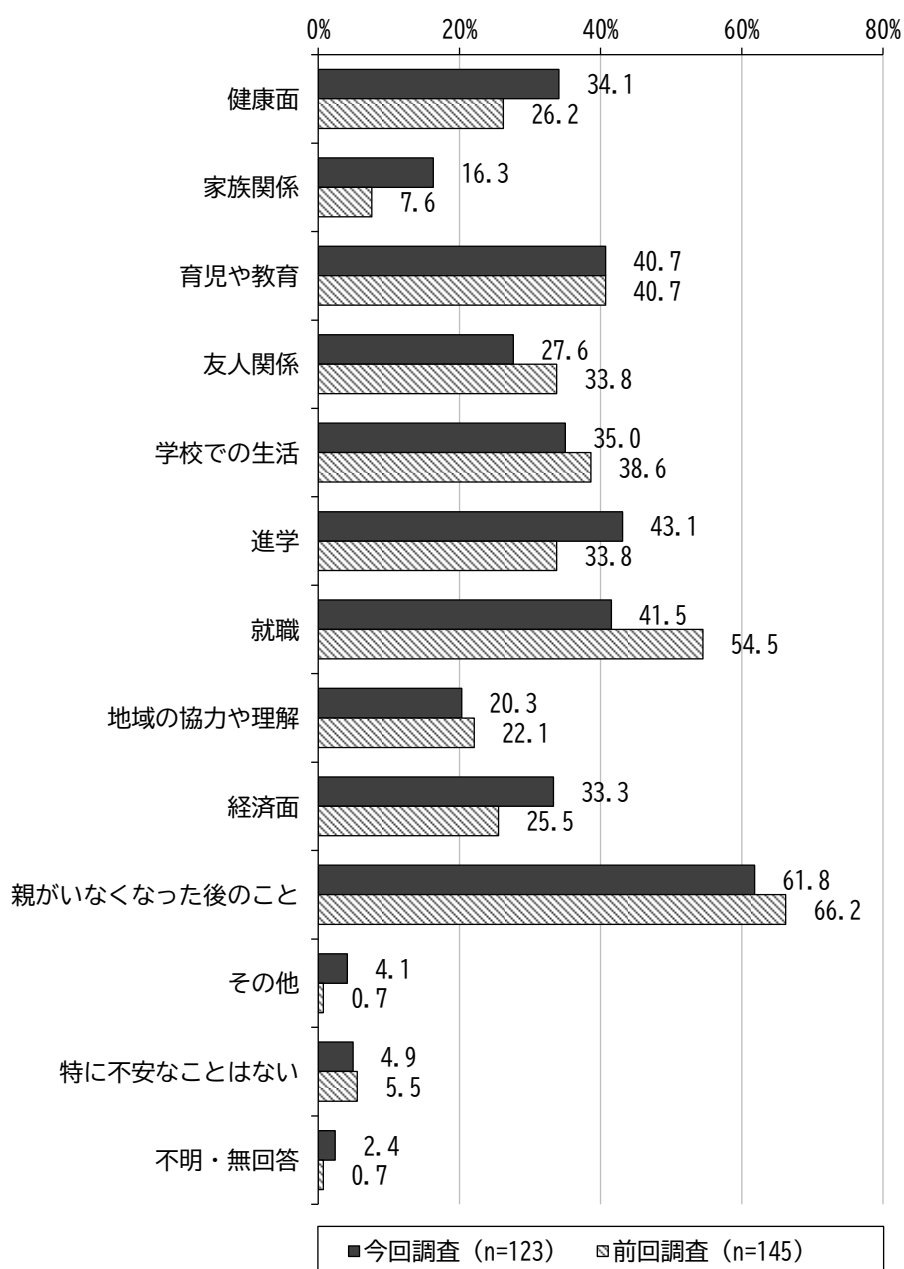
⑥相談相手について

■お子さんの現在の生活で不安なこと（誰かに相談したいこと）はありますか。

（あてはまるものすべてに○）

お子さんの現在の生活で不安なことについて見ると、前回調査同様に今回調査でも「親がいなくなった後のこと」が61.8パーセントと最も高く、年齢に関わらず、障害のある人を支える家族にとって不安を取り除く支援が求められます。次いで「進学」が43.1パーセント、「就職」が41.5パーセントとなっています。

前回調査と比較すると、「健康面」が7.9パーセント、「家族関係」が8.7パーセント、「進学」が9.3パーセント、「経済面」が7.8パーセント高くなっています。



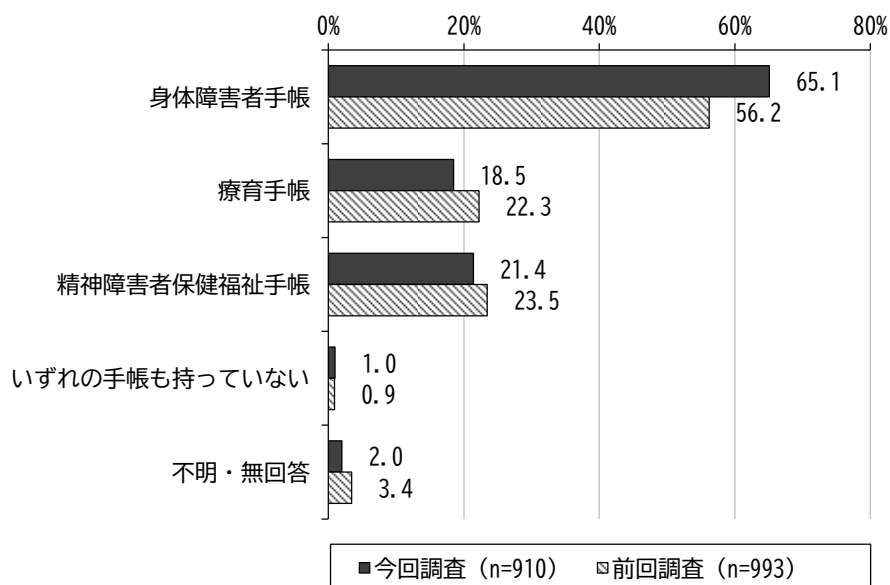
(4) 調査の結果【18 歳以上】

①手帳所持者の状況

■あなたは、次の手帳をお持ちですか。お持ちの場合はその内容についてお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

手帳の種類について見ると、「身体障害者手帳」が 65.1 パーセントと最も高く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」が 21.4 パーセント、「療育手帳」が 18.5 パーセントとなっています。

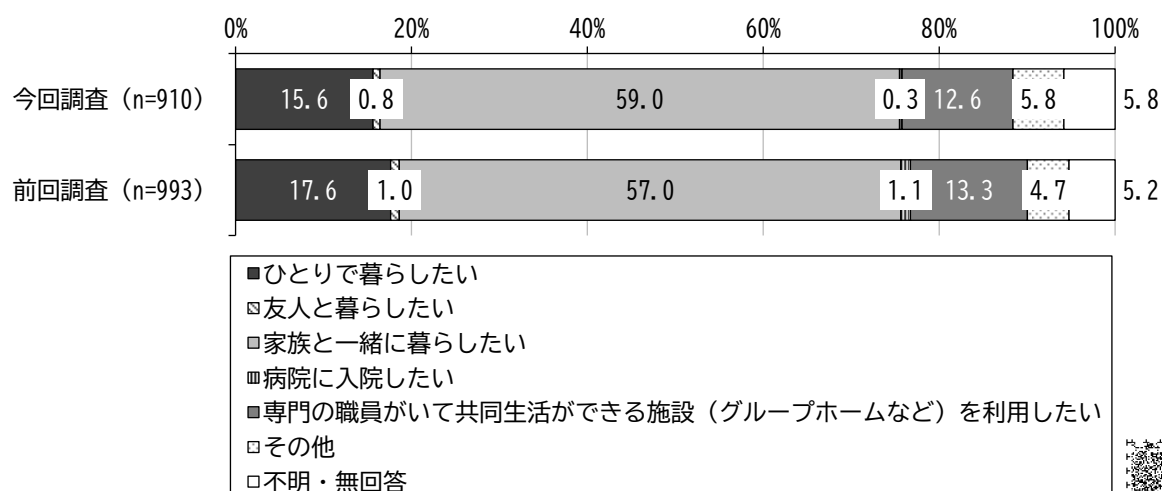
前回調査と比較すると、「身体障害者手帳」が 8.9 パーセント高くなっています。



②住まいや暮らしについて

■今後（将来）、どのように暮らしたいですか。(○は1つだけ)

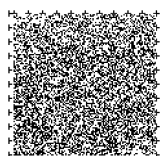
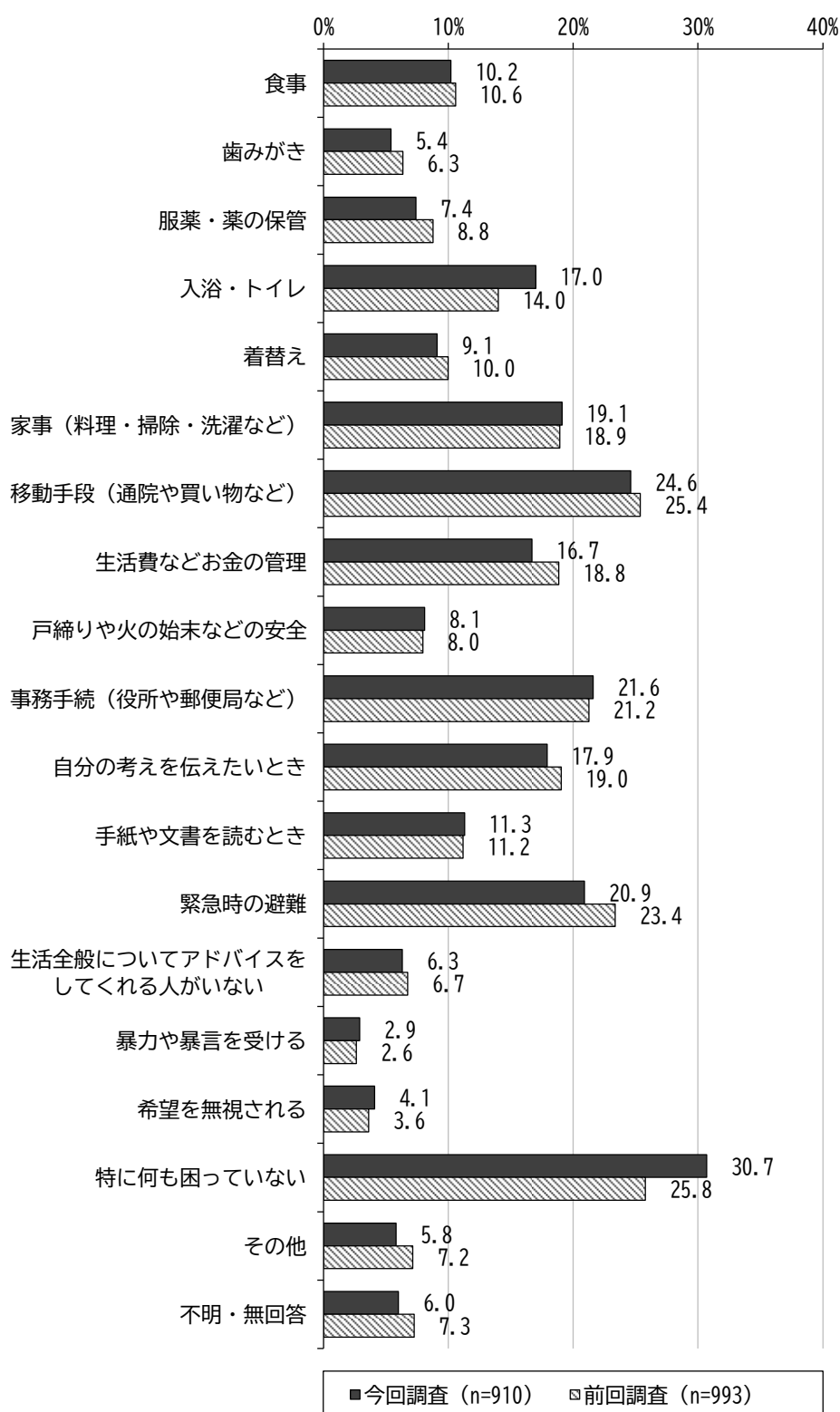
今後（将来）、暮らしたい場所について見ると、「家族と一緒に暮らしたい」が 59.0 パーセントと最も高く、次いで「ひとりで暮らしたい」が 15.6 パーセント、「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」が 12.6 パーセントとなっています。



■生活の中で困っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

生活の中で困っていることについて見ると、「特に何も困っていない」が30.7パーセントと最も高く、次いで「移動手段（通院や買い物など）」が24.6パーセント、「事務手続（役所や郵便局など）」が21.6パーセントとなっています。家族の支援により困りごとがない方がいる一方で、本市の広大な地域で「自家用車」が持てない障害当事者や家族にとっては、通院や買い物など移動時の支援が求められます。

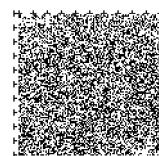
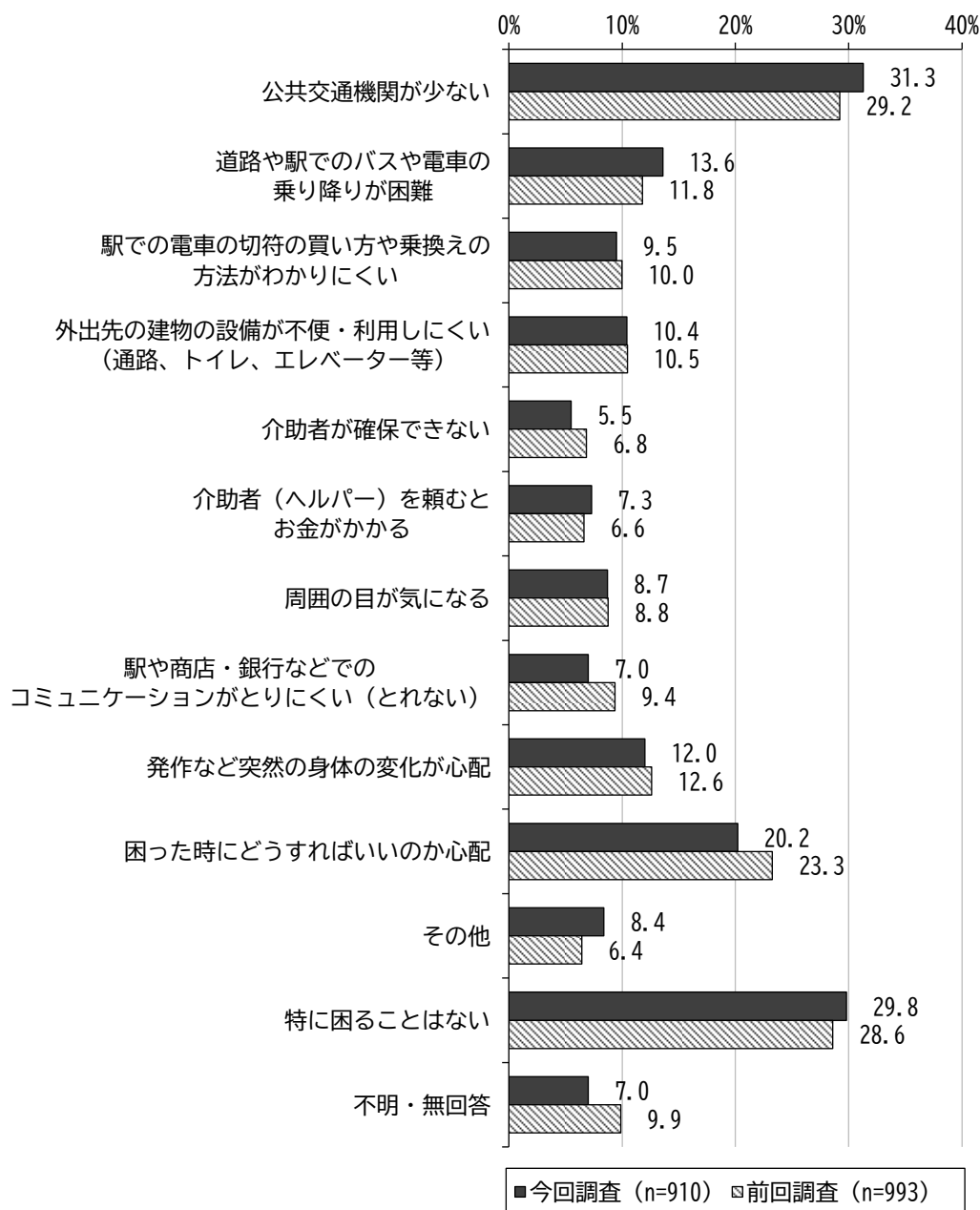
前回調査と比較すると、「特に何も困っていない」が4.9パーセント高くなっています。



③日中活動や余暇の過ごし方・外出について

■外出（通院なども含む。）するときに困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

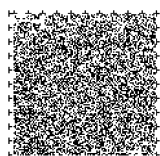
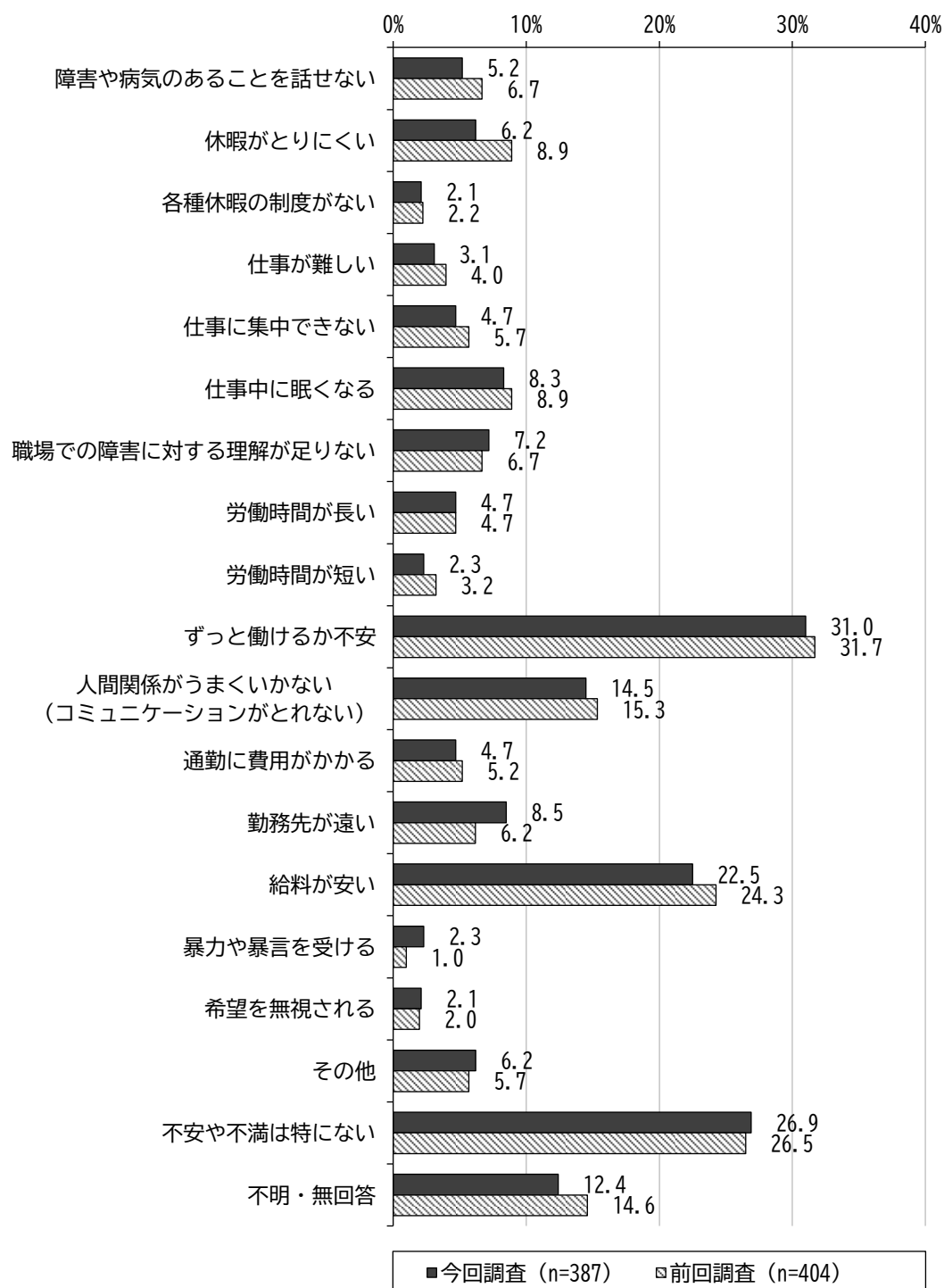
外出するときに困ることについて見ると、本市には、公共交通機関として、ＪＲ、近江鉄道、路線バス、ちよこっとバス・タクシー、タクシーがあるが、運行本数が少ないため「公共交通機関が少ない」が 31.3 パーセントと最も高くなっています。次いで、「特に困ることはない」が 29.8 パーセント、「困った時にどうすればいいのか心配」が 20.2 パーセントとなっています。



④仕事（就労）について

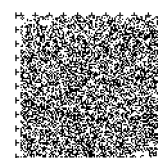
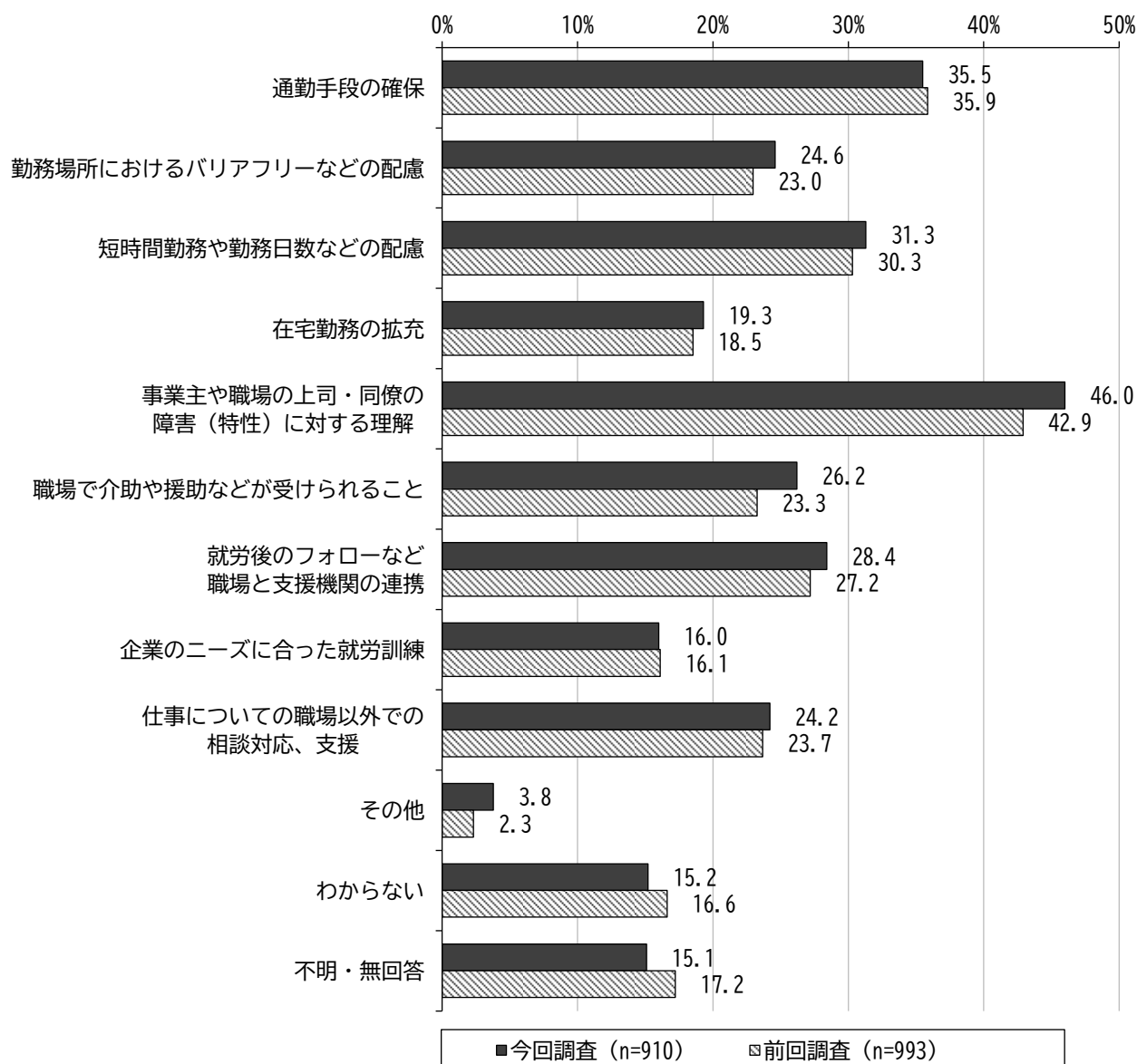
■【現在、仕事（就労）している方】現在の仕事（職場）に対して、不安や不満がありますか。
（あてはまるものすべてに○）

現在の仕事（職場）に対する不安や不満について見ると、「ずっと働けるか不安」が31.0パーセントと最も高く、次いで「不安や不満は特にない」が26.9パーセント、「給料が安い」が22.5パーセントとなっています。



■障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

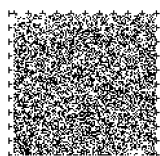
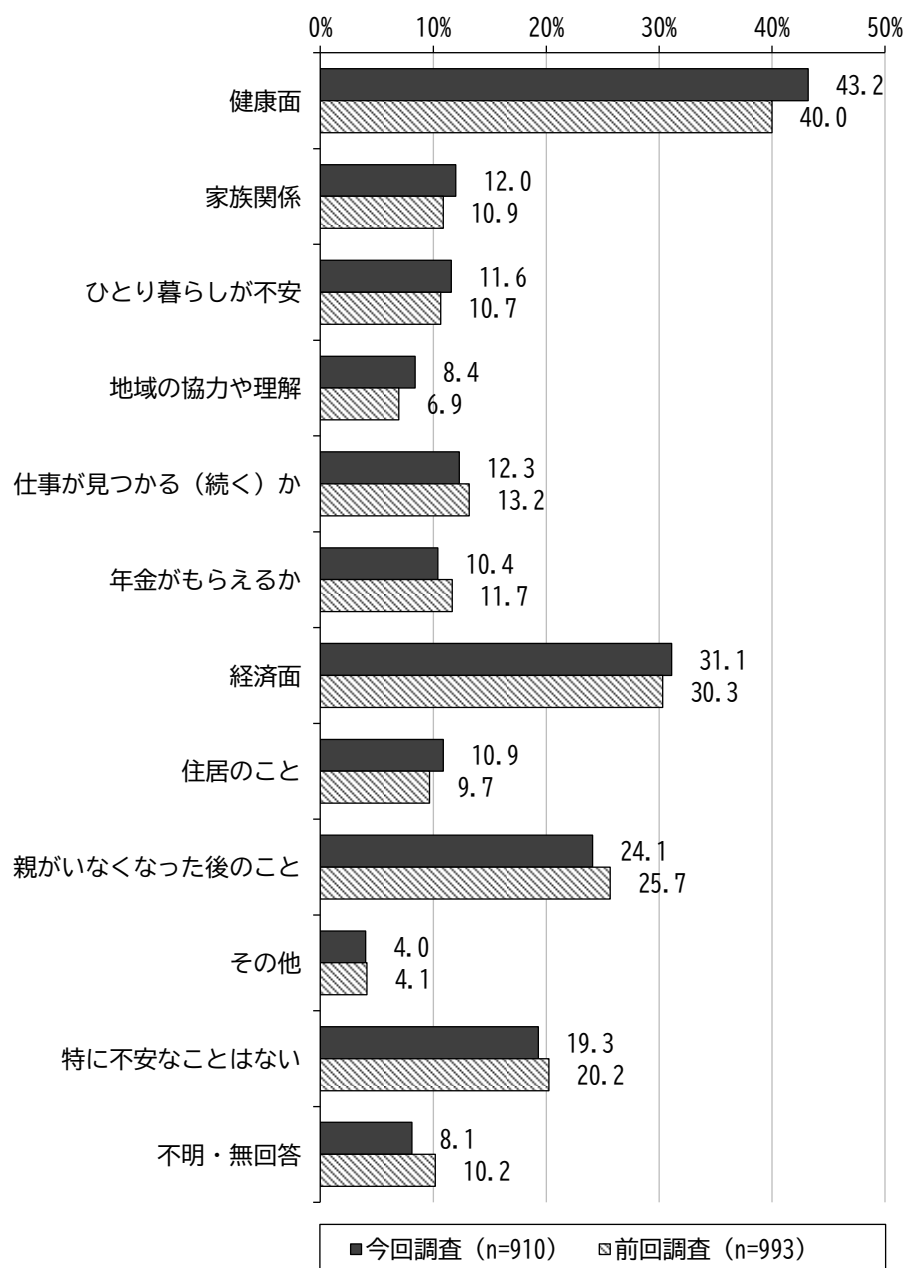
障害者の就労支援として必要だと思うことについて見ると、「事業主や職場の上司・同僚の障害（特性）に対する理解」が46.0パーセントと最も高く、次いで「通勤手段の確保」が35.5パーセント、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が31.3パーセントとなっています。



⑤相談相手について

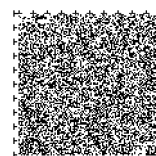
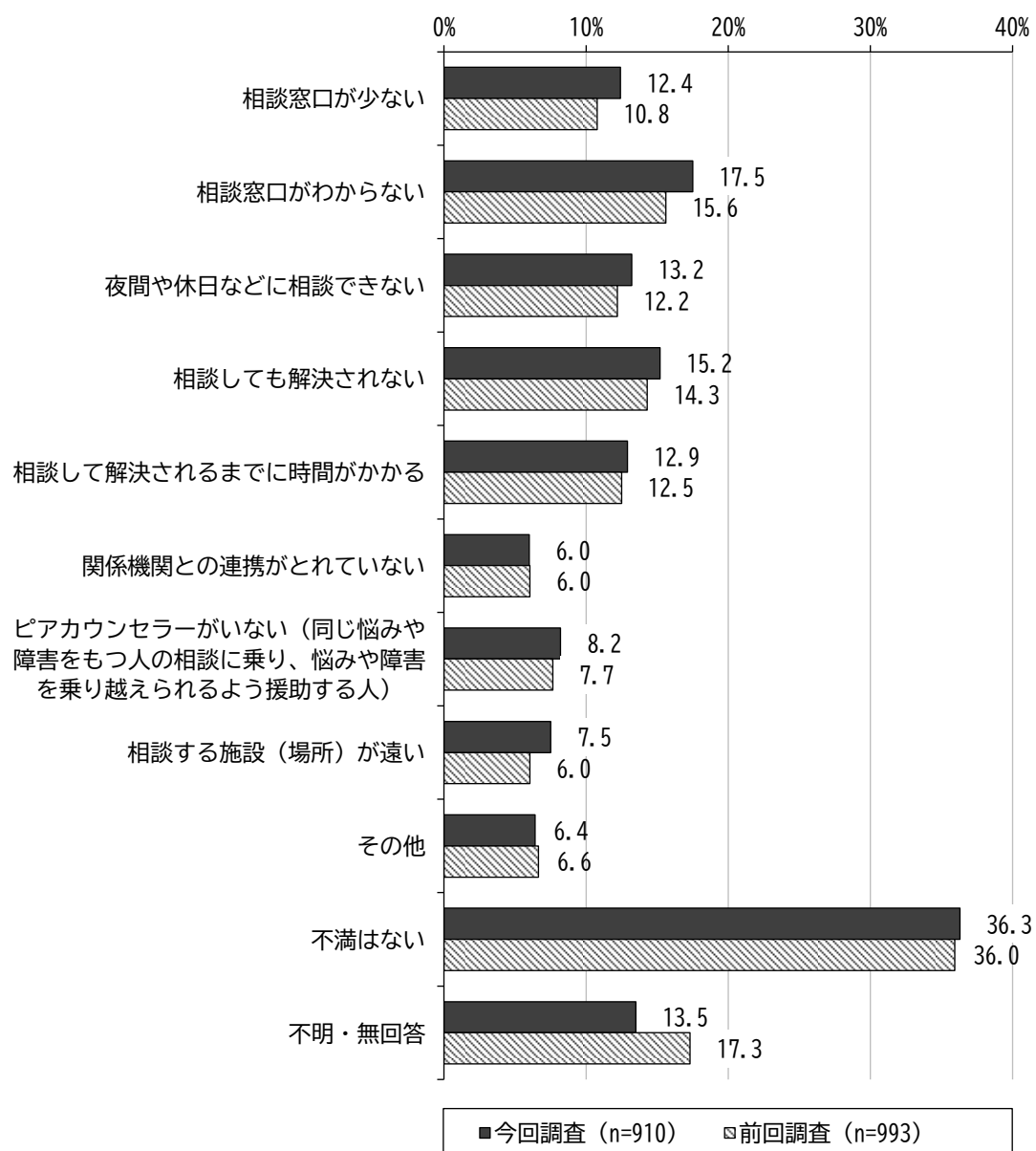
■現在の生活で不安なこと（誰かに相談したいこと）はありますか。（あてはまるものすべてに○）

現在の生活で不安なことについて見ると、「健康面」が43.2パーセントと最も高く、次いで「経済面」が31.1パーセント、「親がいなくなった後のこと」が24.1パーセントとなっています。



■現在の障害者支援に関する相談体制について、不満はありますか。(あてはまるものすべてに○)

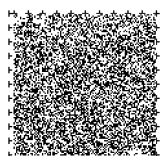
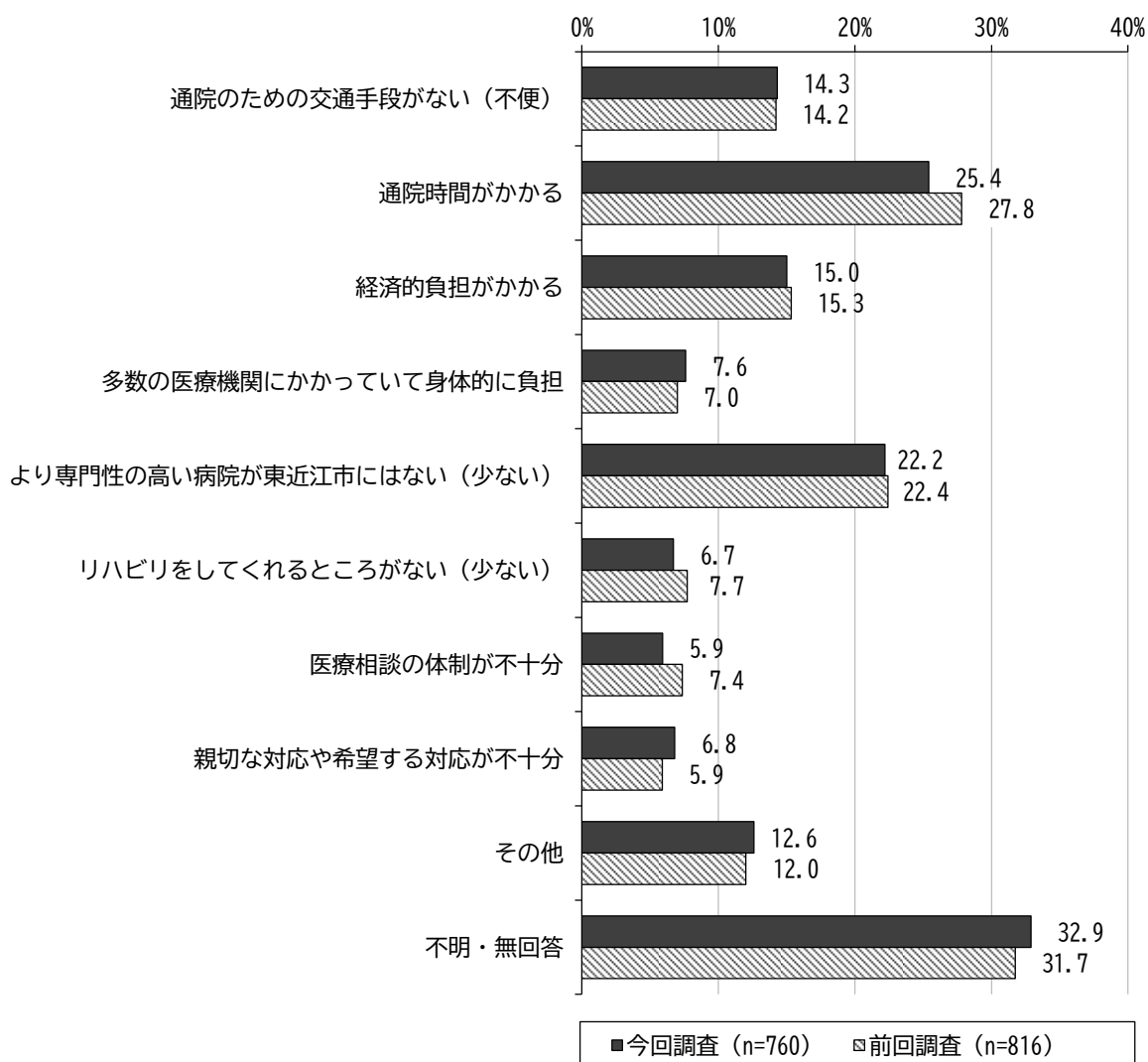
相談体制への不満について見ると、「不満はない」が36.3パーセントと最も高く、次いで「相談窓口がわからない」が17.5パーセント、「相談しても解決されない」が15.2パーセントとなっています。



⑥医療について

■【現在、医療機関に通院している方】通院していて、又は通院しようとして困っていることはありますか。（あてはまるものすべてに○）

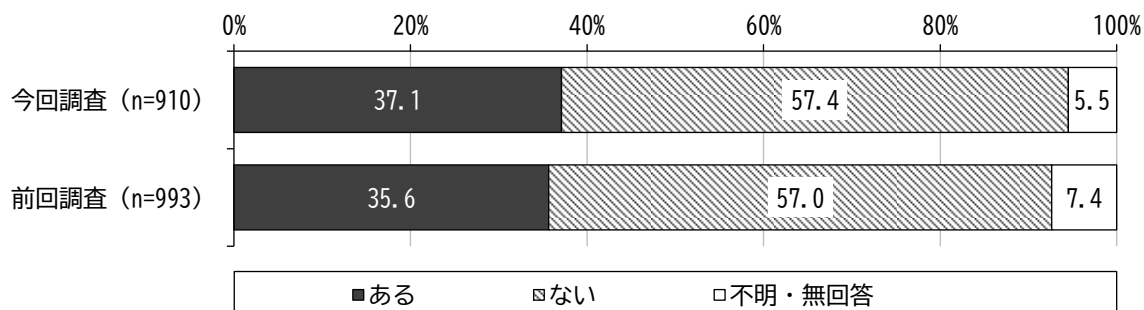
通院の際に困っていることについて見ると、「通院時間がかかる」が 25.4 パーセントと最も高く、次いで「より専門性の高い病院が東近江市にはない（少ない）」が 22.2 パーセント、「経済的負担がかかる」が 15.0 パーセントとなっています。



⑦障害者への理解や権利擁護について

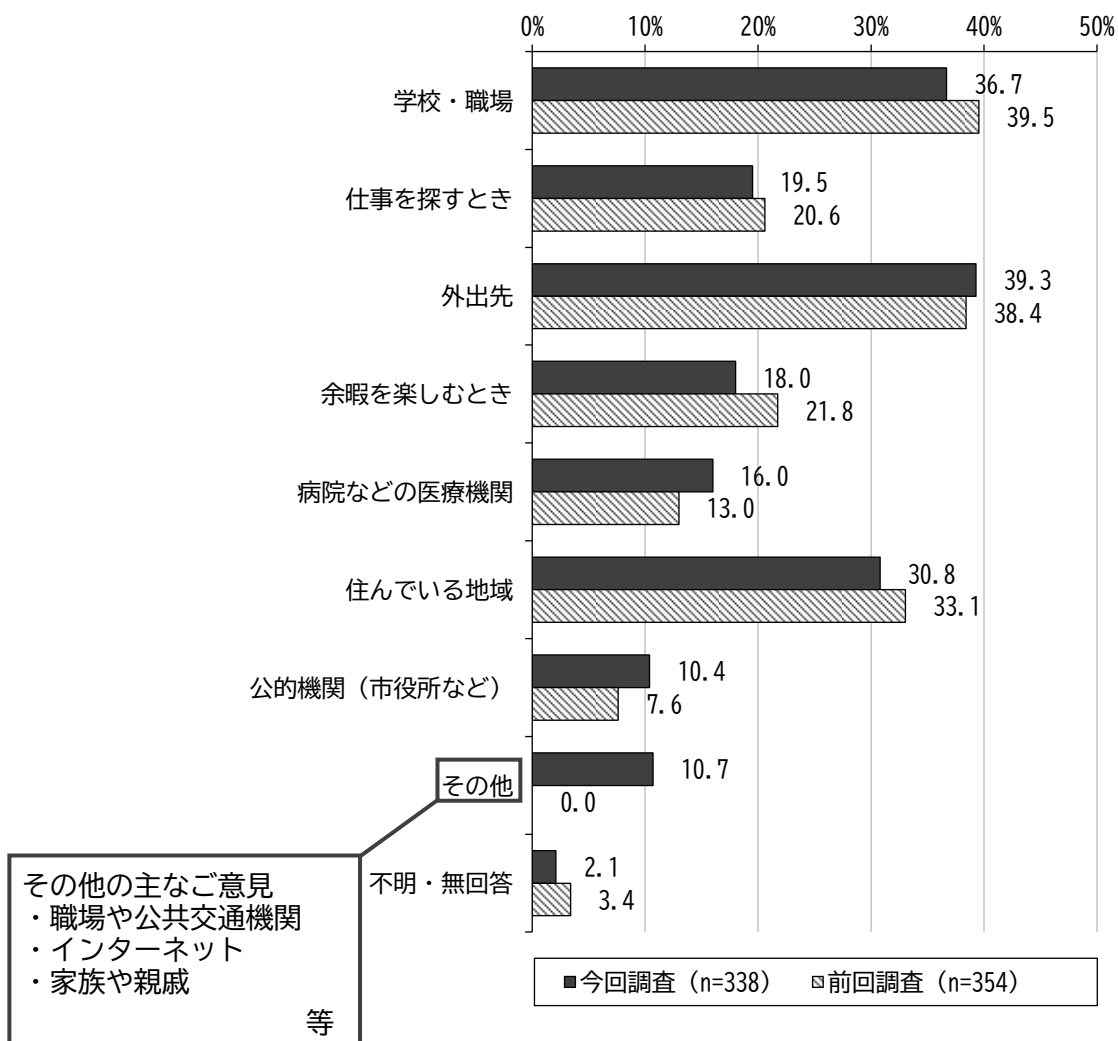
■障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（○は1つだけ）

差別や嫌な思いをする（した）経験の有無について見ると、「ある」が37.1パーセント、「ない」が57.4パーセントとなっています。



■【差別や嫌な思いをしたことがある人】どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。 （あてはまるものすべてに○）

差別や嫌な思いをした場所について見ると、「外出先」が39.3パーセントと最も高く、次いで「学校・職場」36.7パーセント、「住んでいる地域」が30.8パーセントとなっています。



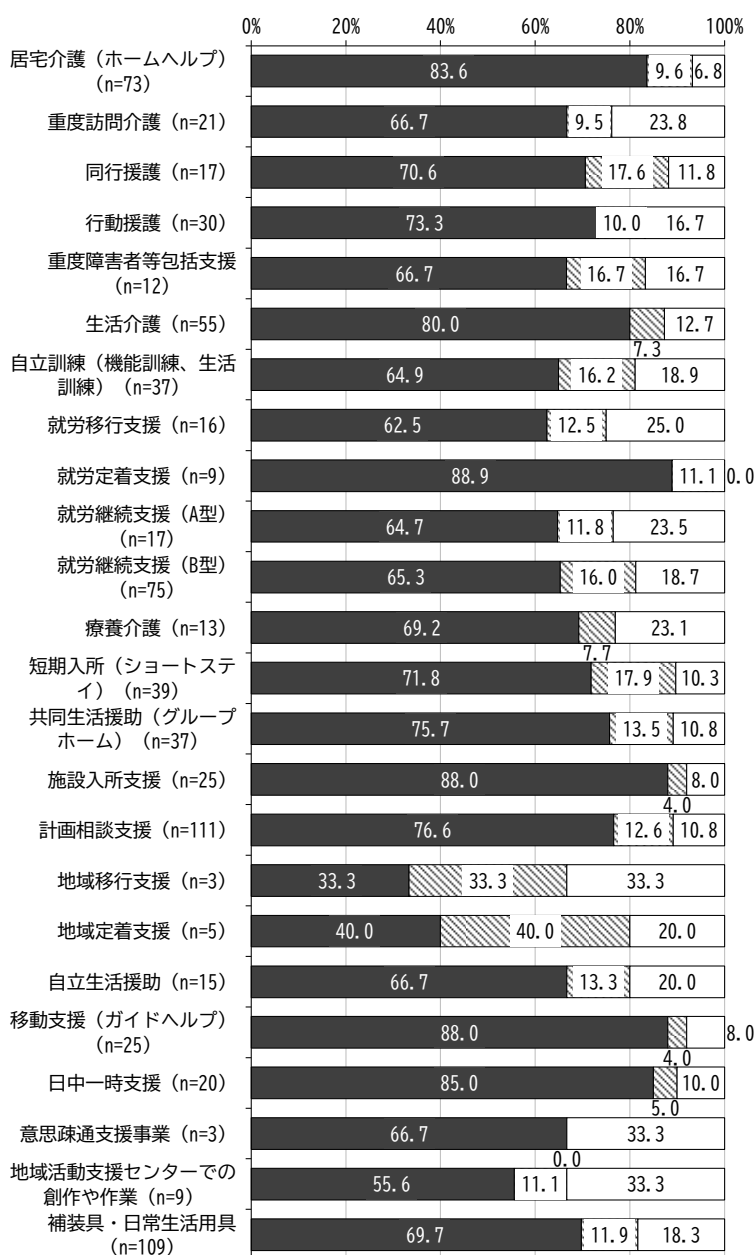
⑧障害福祉サービスについて

■障害福祉サービスの評価と今後の利用

障害福祉サービスの評価については、回答数にばらつきはあるものの、「居宅介護（ホームヘルプ）」「生活介護」「就労定着支援」「施設入所支援」「移動支援（ガイドヘルプ）」「日中一時支援」で「満足している」が8割以上となっています。

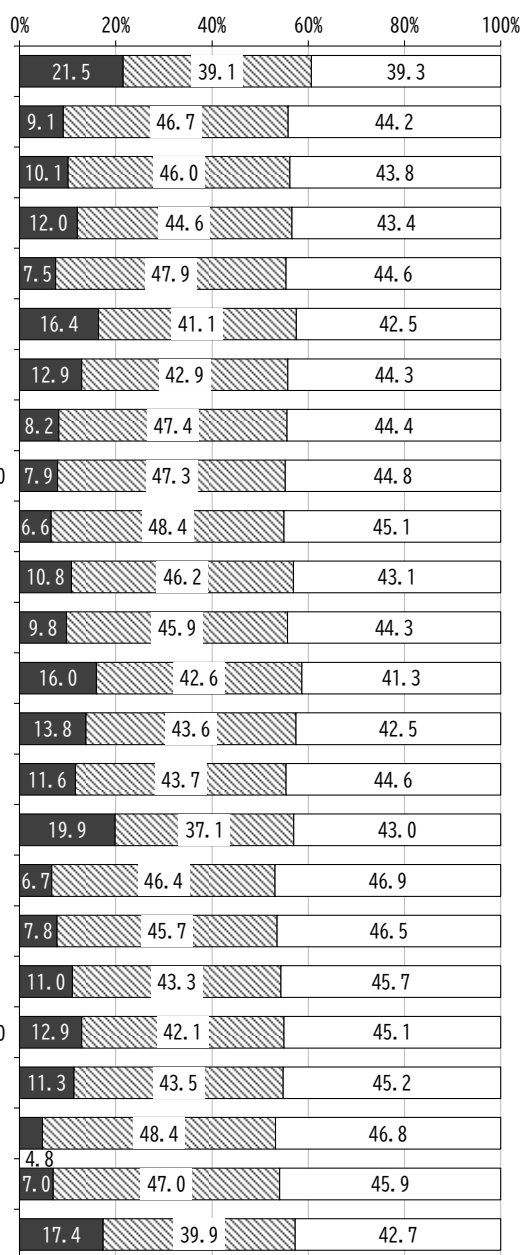
障害福祉サービスの今後の利用については、「利用したい」の割合が最も高かったのは、「居宅介護（ホームヘルプ）」で21.5パーセント、次いで「計画相談支援」が19.9パーセント、「補装具・日常生活用具」が17.4パーセントとなっています。

●障害福祉サービスの評価

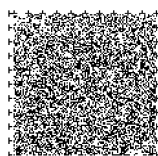


■満足している □満足していない □不明・無回答

●障害福祉サービスの今後の利用



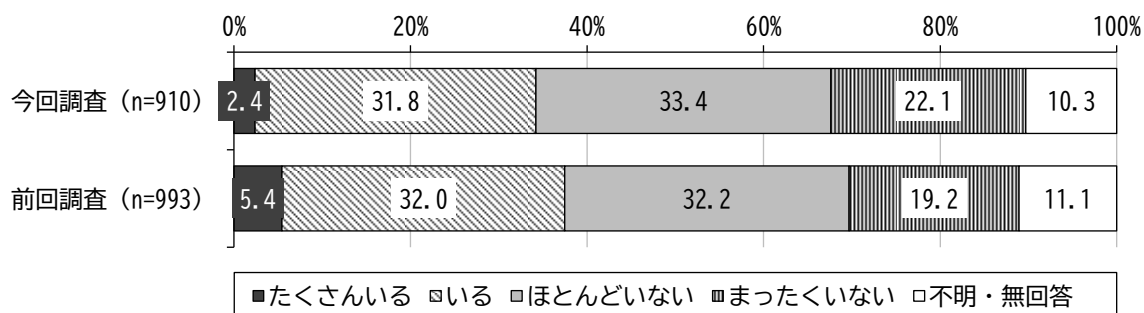
■利用したい □利用しない □不明・無回答



⑨地域と共生社会について

■地域で支え合える近隣の方はいますか。(○は1つだけ)

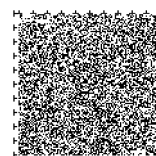
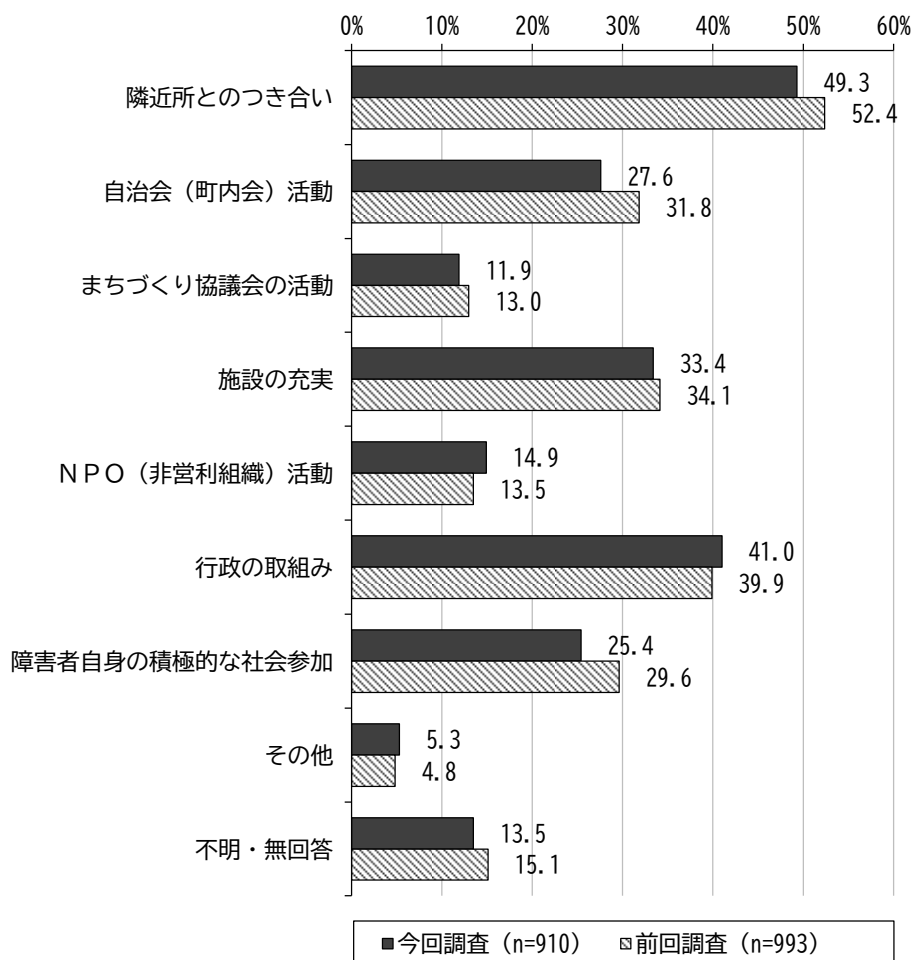
地域で支え合える近隣の方の有無について見ると、『いる』(「たくさんいる」と「いる」の割合の合計)が34.2パーセント、『いない』(「ほとんどいない」と「まったくいない」の割合の合計)が55.5パーセントとなっています。



■障害のある人もない人も、ともに支え合う社会の実現には、何が重要だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

共生社会の実現に重要だと思うことについて見ると、「隣近所との付き合い」が49.3パーセントと最も高く、次いで「行政の取組み」が41.0パーセント、「施設の充実」が33.4パーセントとなっています。



3 アンケート調査結果から見る現状

(1) 調査の目的

本調査は、計画の策定に当たり、市内の障害福祉関係の団体、東近江圏域内の障害福祉サービス事業所、市内の医療機関及び県内の精神科を有する病院等に対してアンケート調査を行い、障害のある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性等に関する意向等を計画策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査の概要

- ・調査期間：令和5年2月22日から令和5年3月17日まで
- ・調査方法：郵送による配布・回収

対象者	配布数	回収数	回収率
団体	7件	4件	57.1%
事業所	195件(62件)	58件(27件)	29.7%(43.5%)
医療機関	64件	59件	92.2%

※()内は法人数

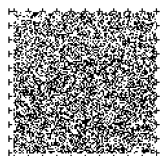
※事業所調査の結果においては、法人数で集計を行っています。

(3) 団体調査の結果

■普段の活動等を通じて感じている地域の課題は、どのようなことがありますか。(3つまで○)

普段の活動等を通じて感じている地域の課題について見ると、「障害のある人の災害時に対する対策がとれていない」が3件と最も多く、次いで「障害のある人と障害のない人が交流する場・機会が少ない」「障害福祉に関する情報が行き渡っていない」がそれぞれ2件となっています。

項目	件数
障害のある人への理解が足りない	1
障害のある人と障害のない人が交流する場・機会が少ない	2
近くに福祉サービスを受けられる場所が少ない	1
障害のある人が働くことができる場所が少ない	0
教育の機会が等しく与えられていない	0
交通機関や建物等が障害のある人の利用に配慮されていない	1
障害のある人の災害時に対する対策がとれていない	3
障害福祉に関する情報が行き渡っていない	2
その他	0



■貴団体が活動するに当たっての課題や問題点（あてはまるものすべてに○）

活動するに当たっての課題や問題点について見ると、「役員のなり手がいない」が4件と最も多く、次いで「新規メンバーの加入が少ない」「メンバーが仕事・家事等で忙しい」がそれぞれ3件となっています。

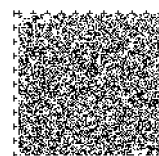
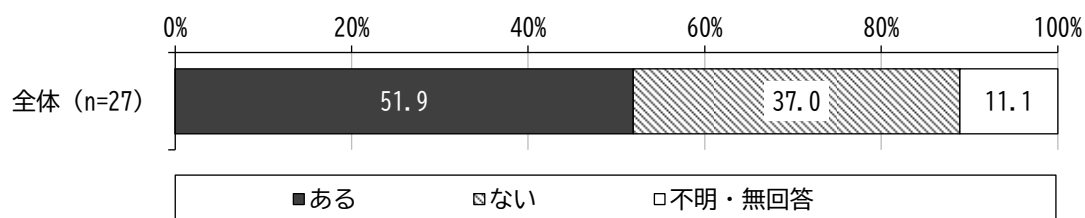
項目	件数
新規メンバーの加入が少ない	3
メンバーに世代などの偏りがある	2
メンバーが仕事・家事等で忙しい	3
メンバーの専門性が不足している	0
役員のなり手がいない	4
会議や活動の場所の確保に苦勞する	1
活動がマンネリ化している	0
活動資金が不足している	0
活動に必要な情報が集まらない	1
情報発信する場や機会が乏しい	0
障害者のニーズに合った活動ができていない	1
他の団体と交流する機会が乏しい	0
その他	0
特に困ったことは無い	0

（４）事業所調査の結果

①サービスの受入れについて

■貴事業所では、利用者からのサービス提供の依頼に対して、サービスの提供ができなかった経験がありますか。（○は1つだけ）

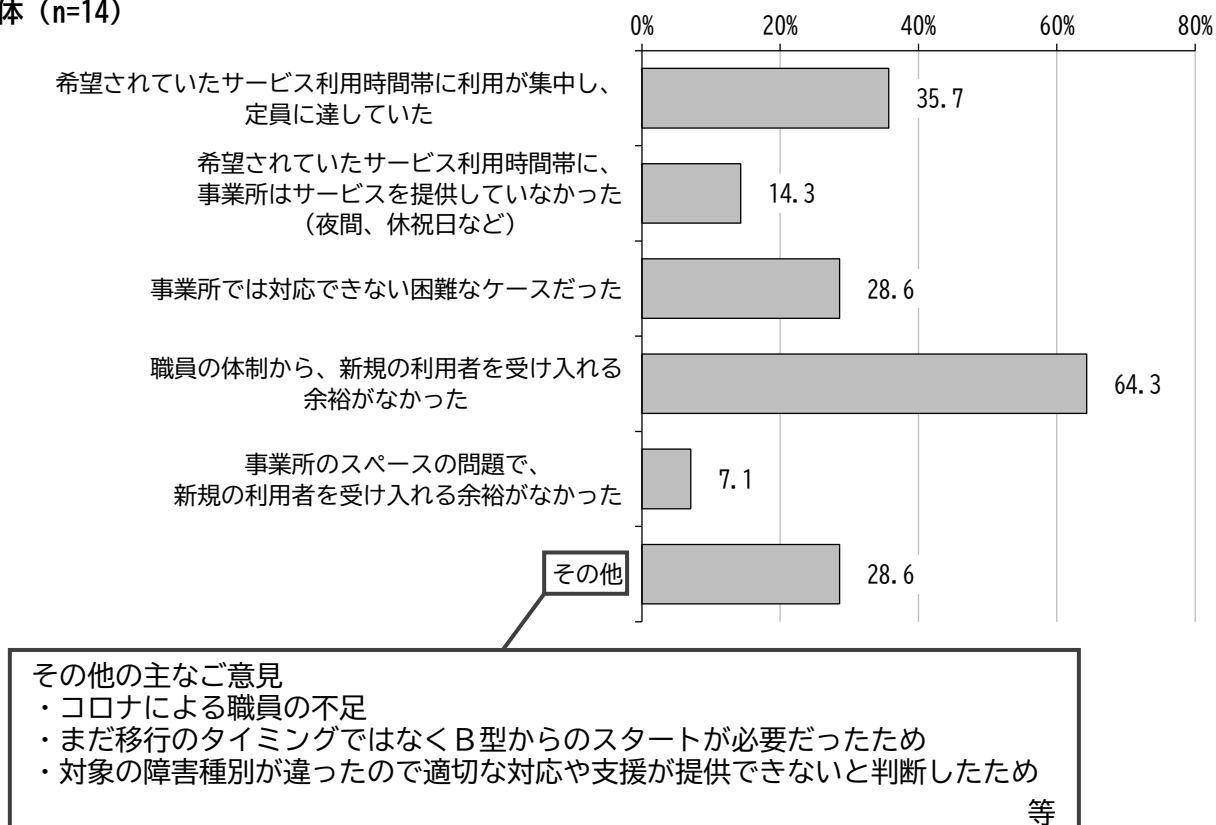
サービスの提供ができなかった経験の有無について見ると、「ある」が51.9パーセント、「ない」が37.0パーセントとなっています。



■【サービス提供ができなかった経験がある事業所】サービスの提供ができなかった理由は何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

サービスの提供ができなかった理由について見ると、「職員の体制から、新規の利用者を受け入れる余裕がなかった」が64.3パーセントと最も高く、次いで「希望されていたサービス利用時間帯に利用が集中し、定員に達していた」が35.7パーセントとなっています。

全体 (n=14)

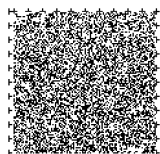
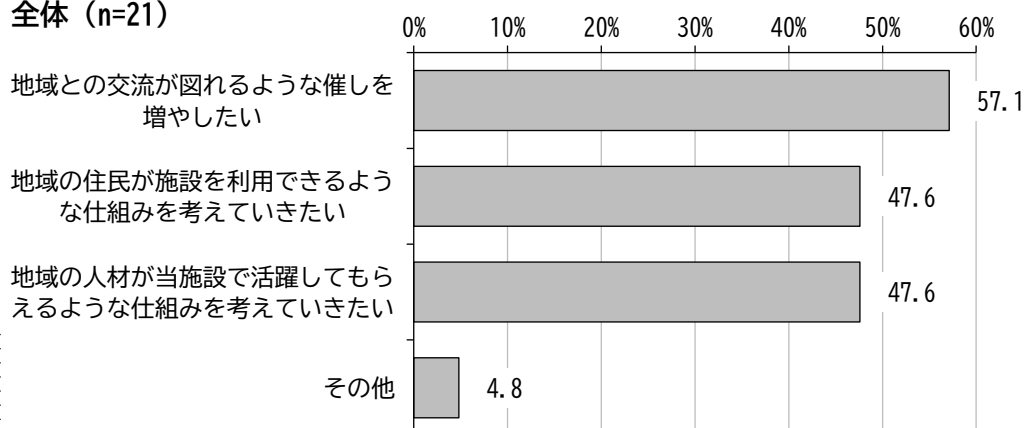


②地域共生社会及び業務継続について

■今後、地域との関わりについて、どのようにお考えでしょうか。(あてはまるものすべてに○)

今後の地域との関わりについて見ると、「地域との交流が図れるような催しを増やしたい」が57.1パーセント、「地域の住民が施設を利用できるような仕組みを考えていきたい」「地域の人材が当施設で活躍してもらえるような仕組みを考えていきたい」がそれぞれ47.6パーセントとなっています。

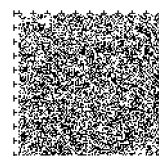
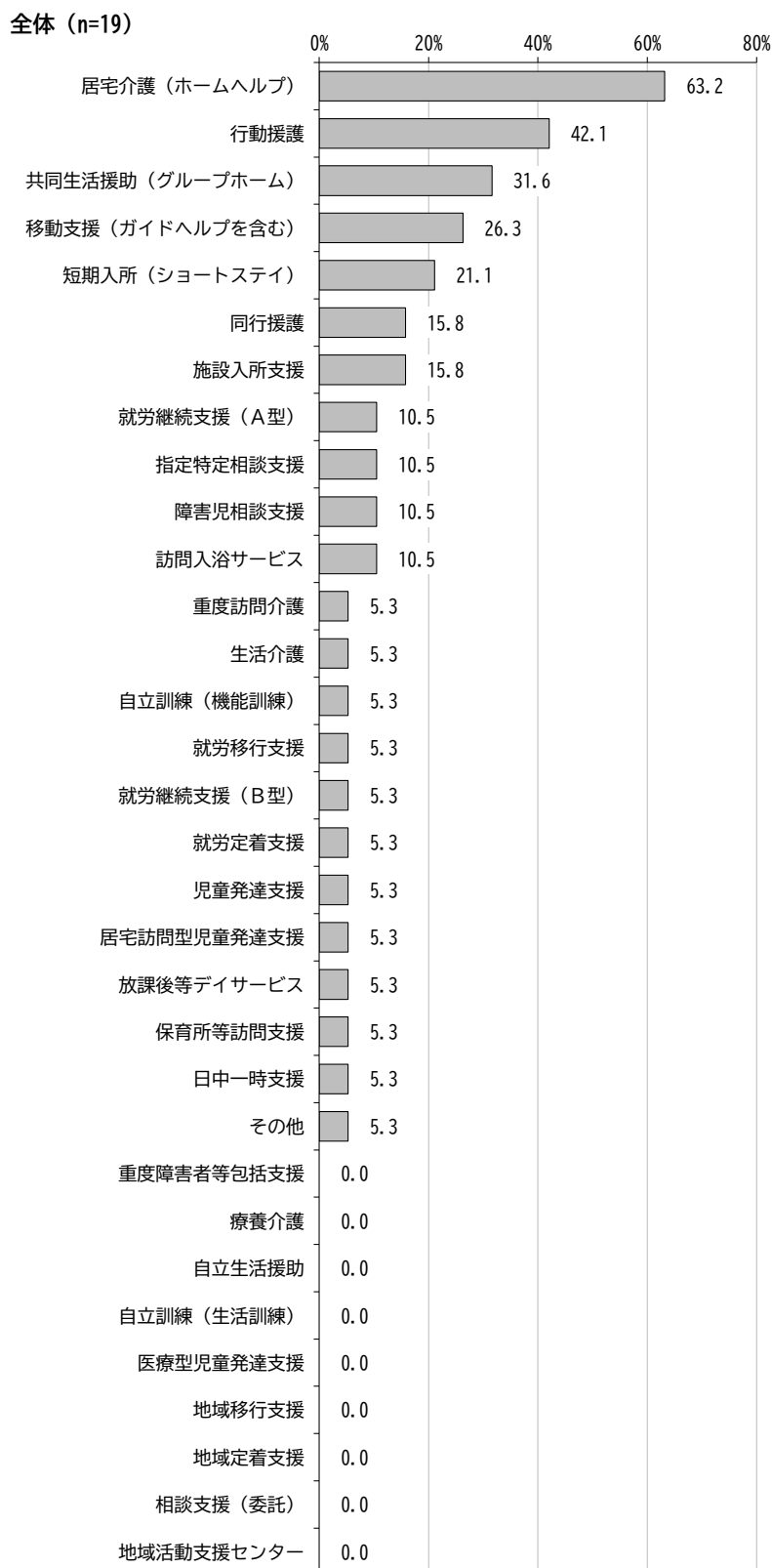
全体 (n=21)



③必要とされている障害福祉サービスについて

■利用者からは、どのような障害福祉サービスを望む声が多いですか。(あてはまるものすべてに○)

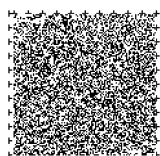
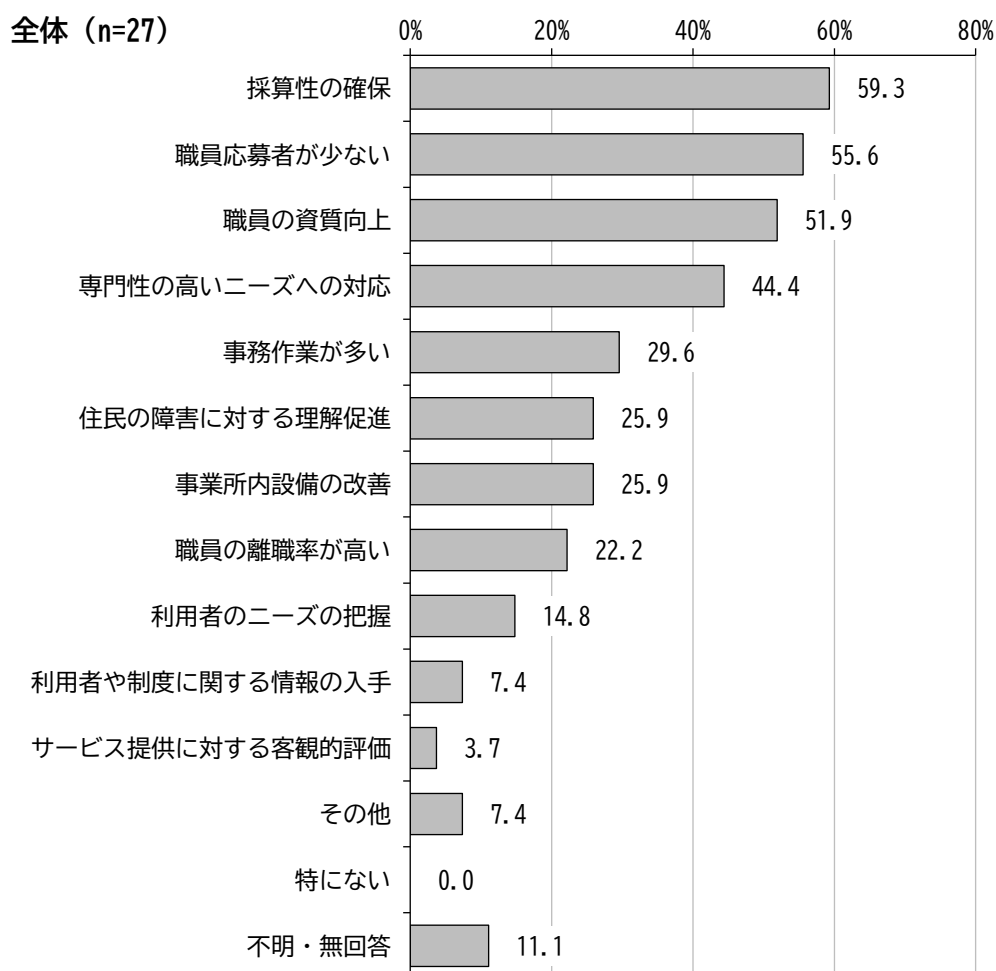
利用者から求められている障害福祉サービスについて見ると、「居宅介護（ホームヘルプ）」が 63.2 パーセントと最も高く、次いで「行動援護」が 42.1 パーセント、「共同生活援助（グループホーム）」が 31.6 パーセントとなっています。



■提供するサービスの質の向上に向けた課題は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

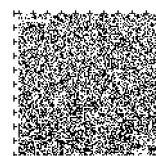
提供するサービスの質の向上に向けた課題について見ると、「採算性の確保」が59.3パーセントと最も高く、次いで「職員応募者が少ない」が55.6パーセント、「職員の資質向上」が51.9パーセントとなっています。

経営的な視点である「採算性の確保」が最もあげられてはいるものの、その背景には職員の確保や資質の向上、専門性の高いニーズへの対応が必要となっており、人材の確保と育成が大きな課題となっています。

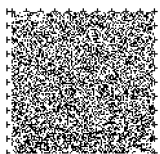


■障害福祉施策の展開を進めるうえで、特に重点的に取り組むべき課題がありましたらご自由にお書きください。

福祉施設について
児童発達支援事業所、相談支援事業所の充実。グループホームの創設。
人材確保について
どの事業所も人材の確保・定着に苦慮している。東近江市の福祉の担い手として働きがいややりがいの創出。市独自の人材登録等のシステム構築。
障害事業所単独が困難なら介護や保育も入れた、市主催の福祉・保育合同求人説明会等を年数回できないか。その上で、びわこ学院大学とも連携して、ヘルパー養成講座や様々な研修会（強度行動障害者研修）等ができないか。
単価を上げる・職員の確保・外部での研修。
支援について
滋賀県とともに先進的に取り組んできた発達障害のある人を地域で支える仕組みづくりの更なる発展。多様な働きと暮らしと社会参加の場が求められる。民間事業所の経験をさらに引き上げていく支援策が必要。
市連協でもあげられた各事業所の送迎問題（車両管理・人材確保・所用時間・送迎範囲等）は、各事業所の負担となっている。加えて燃料費の高騰も追い打ちをかける中、市独自の補助は有難かったので、運営にかかる継続的な財政支援を検討していただきたい。
在宅での入浴が困難になった障害のある子ども、障害者のある人が利用できる介護施設での入浴支援。
通院支援についての制度面の拡充。
他機関との連携について
行政の優先発注制度を活用し、仕事おこしのため、行政と民間が相談できる場の設定を求めたい。
福祉サービスについて
福祉サービスを利用されている人の家族が高齢、障害、貧困等の課題を抱えているケースがあり、そのような複雑なケースは東近江市が先導を切って家族全体を包括的に指揮して欲しいです。
制度上の障害福祉サービスを受けられない。例えば稀少難病（指定難病ではない）の人などの支援を考えて欲しい。
サービス利用の上限額 4,600 円の次が 37,200 円と幅が大きすぎる。
高齢分野のサービスと障害サービスの柔軟な平行制度利用は今後ますます必要になってくる。
サービスの質の向上に向けて、障害別の理解や研修の実施。



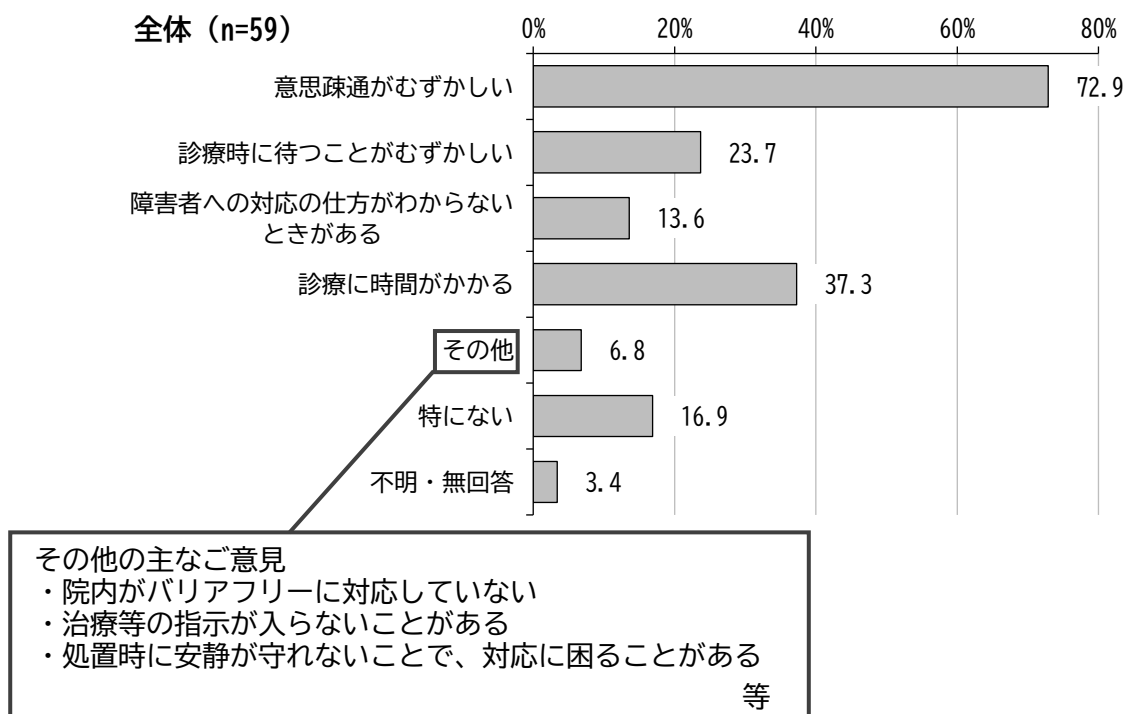
行政サービスについて
障害がある人が安価又は無料で利用できる介護タクシー。そういった利用ができるよう、介護タクシーの会社を財政面で援助してほしい。
制度上、困り事の内容によって担当課が違いますが、総合的に聞き取り繋げて欲しいです。(ワンストップをお願いしたい。)
交通機関の利便性の問題は、就労(通所・一般就労)や定期受診等の日常の様々な活動参加への障壁となる。「生まれた地域」によって活動が狭まることのないよう、「障害のある人・病気を患った方の可能性を広げること」「障害を持つ方の自立した生活」をどのように考えるのか、本市にあった対策や仕組みを障害分野の枠を超えて検討してほしい。
困り事があっても市の窓口でうまく伝えられず支援を受けられていなかったとの声を聞くので、丁寧に聞き取りをしていただきたい。
「より多くの支援を必要とする人(重度の障害のある人)」が市民として地域で暮らせることを重視し、数年先を見越した計画を立てることが必要。そのために、進路部会が収集している進路先調査を行政も民間も共有することが必要。特に、児童施設の卒業生の把握と、日中の場と生活の場の同時の整備計画が重要である。加えて、日中支援の後の時間帯と土日祝日の支援を行うための支援策として、居宅支援事業の個人利用の保障は無くしてはならず、国の制度を駆使する柔軟な支援計画の立案が必要。滋賀は全国よりも入所施設定員の人口比率は低く、その上、国や県が入所施設の創設を求めない方針のもとでは、地域生活支援の制度の柔軟な活用が必要となる。
市町ごとの動きに加えて圏域全体としての足並みをそろえていくこと。
一人暮らしのためのアパートの確保(地域、家主、不動産会社の理解)や市営住宅の活用等の促進。保証人制度等への対応。
障害福祉事業所協議会の設立を要望します。若しくは部会の開設で、加入し意見交換をしたい。
地域移行や一人暮らしに向けた練習の場の創設。(使いやすい場所に)
世帯での困りごとなど、複数の課題を抱える場合の連携ができるよう、支援者間での情報共有の場がほしい。
乳幼児期・就学期・成人期をトータルごとに地域で捉えつつ、必要な資源の検討。
養護学校からの進路実態調査資料や在宅障害者の状況を市として把握し、市として創設のための市有地の無償貸与や創設補助金を出すこと、市有財産の建物の無償貸与等を検討していただきたい。
今後数年続く養護学校卒業生の進路問題への対応だけでなく、生活困窮者やひきこもりの方の日中の居場所作りなど事業所に対し多様なニーズ、多様な困難を抱えた方の受入れが年々増えている。市内法人や事業所もそれぞれの課題として受け止め、整備計画等も立てられているが、市の実情に合うものかどうか、優先度をある程度はかるためにも、増える多様なニーズに対する優先順位の検討やそれを審議する仕組みの構築が必要。



(5) 医療機関調査の結果

■障害のある人を診察するときに困っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

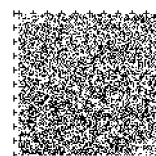
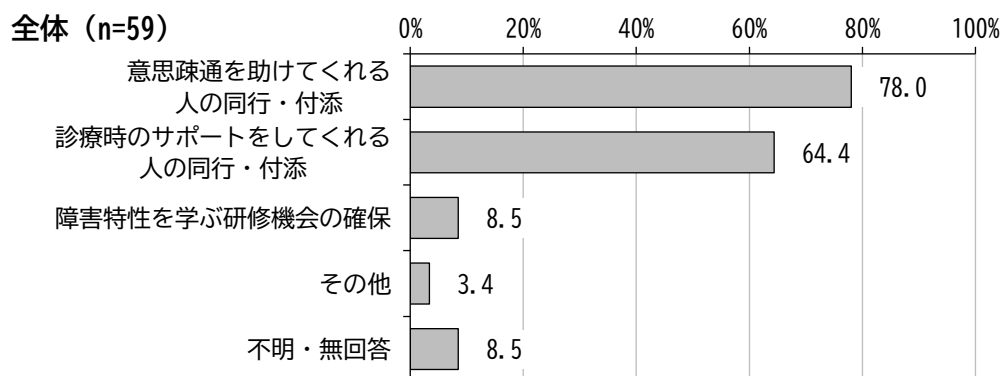
障害のある人を診察するときに困ることについて見ると、「意思疎通がむずかしい」が72.9パーセントと最も高く、次いで「診療に時間がかかる」が37.3パーセント、「診療時に待つことがむずかしい」が23.7パーセントとなっています。



■障害のある人の診療に関して、どのような支援があればよいと思いますか。

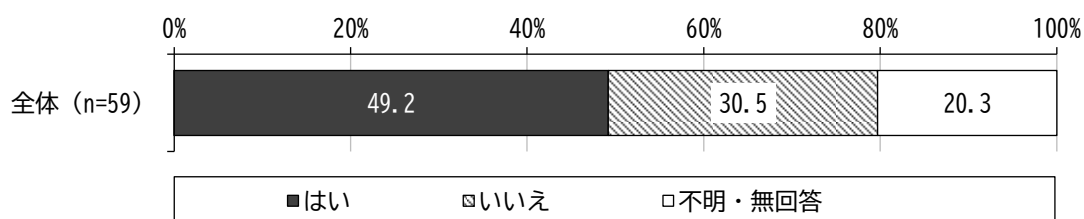
(あてはまるものすべてに○)

障害のある人の診療に関して、あれば良いと思う支援について見ると、「意思疎通を助けてくれる人の同行・付添」が78.0パーセントと最も高く、次いで「診療時のサポートをしてくれる人の同行・付添」が64.4パーセント、「障害特性を学ぶ研修機会の確保」が8.5パーセントとなっています。



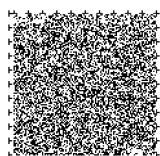
■障害のある人に対する合理的配慮に努めていますか。（「はい」の場合、具体的内容をお書きください。）

障害のある人に対する合理的配慮に努めているかについて見ると、「はい」が49.2パーセント、「いいえ」が30.5パーセントとなっています。



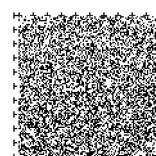
■【合理的配慮の具体的な内容】

内容	件数
待ち時間の短縮	6
院内のバリアフリー化	4
障害のある人が理解できるよう、わかりやすく伝える	3
障害のある人が負担に感じることをしない対応をとる	3
車イスの設置	2
関係機関との連携	2
難聴の方への対応	2
歩行介助	1
障害者対応マニュアル作成	1
心理カウンセラーの配置	1
当施設までの距離（遠方である場合）や、家族の障害理解に応じて診療枠を1枠から2枠に拡大して診療するなどの配慮を行っている	1
職員同士で障害のある人の情報を共有している	1
本人の同意があれば家族や支援者、通訳等の介助者も同席して診察	1
看護師が出来る範囲内で適宜対応している	1
滋賀県の基本方針に基づく対応に努めている	1
先生と患者・家族が話しやすくなるように職員は席をはずしている	1
相談できる窓口を設置しており、ケースごとに対応策を講じている	1



■新型コロナウイルス感染症の拡大等により、障害のある人に対するワクチン接種、診療体制や対応、運営上の困りごとは、どのようなものがありましたか。

内容
知的障害のため、新型コロナ抗原検査（鼻腔粘液採取）に時間がかかり、他の診察待ち患者の待ち時間が長引いた。
障害のある人（精神）に、初診でワクチン接種して迷走神経反射により、低血圧となり点滴や処置が必要でした。
新型コロナ感染症抗原検査への同意が難しい対象者の場合、検査時複数態勢でのぞむ必要があり、人員確保が困難であったこと。
事業所でのワクチン接種、職員に協力いただきなんとか行えた。毎日、事業所利用者との意思疎通は苦労している。
寝たきりで外出しにくい在宅の患者さんにワクチンを打つのが難しかった。
病院スタッフの感染による病院としてのサービス低下、直前の外来中止。
身体障害のある人の発熱外来受診が困難な時があった。
接種後の副作用、接種前のアレルギー等、本人から情報がとれない。
陽性となり、当院のコロナ病棟に入院されるも、治療指示や院内の約束事が守れず、治療に支障を来すことがありました。
知的障害のある人がマスクを着用しておられず、周りの方の不安等に対しての対応に苦慮することがあった。
コロナでの治療・退院後に特性からの拘りからか、質問等が頻回にあり、苦慮したことがありました。（検査で陽性となり、自宅療養になった人でも同様のケースがありました。）



4 本市の課題

(1) 障害に対する地域理解の促進

本市では、障害に対する理解促進のために広報紙やケーブルテレビを通じた啓発や障害福祉サービス事業所活動紹介会を開催し、障害者理解促進を進めているところです。しかし、ニーズ調査の結果では、障害を理由に差別や偏見を経験したことがあると回答した人は約4割と依然多い状況です。誰もが地域で差別や嫌な思いを感じることがないように、より一層障害に対する理解を深めるとともに、地域住民への理解促進に向けて、更なる啓発活動等が必要です。また、障害のある人との交流機会を創出することにより、理解の浸透を図り共生のまちづくりの実現が必要です。

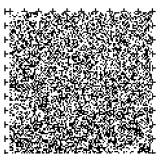
(2) 地域生活支援の充実と社会参加の促進

18歳未満へのニーズ調査では「お子さんの現在の生活で不安なこと」において、「親がいなくなった後のこと」が6割となっています。また、養護学校の卒業生の進路調査によると、医療的ケアが必要な人、強度行動障害のある人に対応した体制の整備が求められています。障害のある人の自立した生活や社会参加促進に向けた整備のために、担い手の確保や育成が必要です。事業所へのアンケートでは、サービスの提供ができなかった理由について見ると、「職員の体制から、新規の利用者を受入れる余裕がなかった」が6割と最も多く、課題解決のためには、人材の確保が必要です。

(3) 地域で安心して暮らせる生活環境の整備

本市では、地域の資源を生かした地域福祉の多機能な拠点・居場所づくりや災害時にも支え合える地域の仕組みづくりを進めています。地域共生社会の実現に向けて、障害の有無に関わらず、障害のある人もない人も互いに支え合いながら、地域で生活する仲間として互いの人権を尊重し、ともに暮らしていけるまちづくりが求められています。ニーズ調査の結果から、地域で支え合える近隣の人の有無については、『いない』（「ほとんどいない」と「いない」の合計）が5割を超えているほか、生活の中での困りごとと日中活動や余暇の過ごし方・外出についての質問では、「移動手段」と運行本数が少ないことから「公共交通機関が少ない」が多くなっています。本市の地形が東西に長いことから、通所や就労及び社会参加には、移動手段の維持・確保が必要です。

また、事業所対象アンケート調査の結果からは、今後の地域との関わりについて「地域との交流が図れるような催しを増やしたい」が約6割となっていることから、近隣住民とのつながりや地域が一体となった取組が求められており、地域住民が我が事として主体的に支援活動等に取り組むことができる仕組みをつくっていくことが必要です。また、安心して生活できるよう虐待防止に向けた取組が必要です。



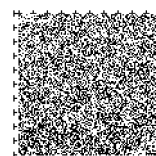
（４）経済的自立に向けた支援体制の整備

本市では、社会とつながる多様な働く場としての就労や働き方等、就労活動の支援体制の構築や相談体制の強化を進めています。ニーズ調査の結果から、就労支援に必要なものについて「事業主や職場の上司・同僚の障害者に対する理解」が最も高くなっており、働く上で、事業所や企業における障害者雇用や障害に対する理解を深めていくことが求められています。就労に伴う課題に対応できるよう、サービスの利用促進を図りながら、職場への定着率を高めていくことが必要です。

また、障害のある人の経済的自立や社会参加の促進に向けて、関係機関との連携強化を図るとともに、総合的な就労支援の充実が必要です。さらに、受入れ側である企業等に対しても各種情報提供や相談支援を行うなど、支援内容の充実を図ることが必要です。

（５）子どもの豊かな発達と療育・保育・教育体制の充実

本市では、児童発達支援センターめだかの学校、保育施設、学校、療育機関、医療機関等が連携して、乳幼児期から学校卒業後までライフステージに応じた切れ目のない支援と障害のある子どもが地域で安心して暮らしやすい環境づくりに取り組んでいます。ニーズ調査の結果から、子どもの現在の生活で不安なことについてでは、「親がいなくなった後のこと」や「進学」、「就職」が求められており、家族の不安を軽減するための情報提供やアドバイスを行うとともに、適切な進学や就労の機会を確保できるよう、専門機関との連携強化を図り、障害のある児童が安定した生活を送り、自己実現を果たすための環境を整えることが重要です。



第3部 第7期東近江市障害福祉計画

障害福祉計画は、国の基本指針に即して、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）を提供するための体制の確保を計画的に図ることを目的としています。

1 令和8年度目標値の設定

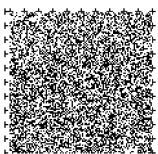
（１）施設入所者の地域生活への移行

国が示した基本指針では、入所施設から地域生活への移行促進の目標として、令和4年度末時点の施設入所者数の６パーセント以上の地域生活への移行と、５パーセント以上の施設入所者数の削減を基本としています。本市では、施設入所者（特に県外施設の入所者）の削減分は、地域生活移行を目標として支援します。

■成果目標

項目	数値	考え方
【参考値】 施設入所者数	84 人 (18 人)	平成 28 年度末時点の施設入所者数
【基準値】 施設入所者数	76 人 (21 人)	令和 4 年度末時点の施設入所者数：[A]
【目標値】 目標年度施設入所者数	72 人 (17 人)	令和 8 年度末時点の利用見込：[B]
【目標値】 施設入所者の減少見込	4 人 (4 人)	令和 8 年度末までに減少させる数：[C] ([A] - [B])
	5 %	※ [A] の 5 % 以上 ([C] / [A])
【目標値】 地域生活移行者数	5 人	令和 8 年度末までに減少させる数：[D]
	6 %	※ [A] の 6 % 以上が地域移行 ([D] / [A])

※（ ）内は県外の施設入所者の内数等



（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域での平均生活日数については、平成３０年度に上位１０パーセントの都道府県が達成している値、３２５．３日以上とすること、令和８年度の全国の精神病床における１年以上長期入院患者数（６５歳以上、６５歳未満）の目標値については、令和２年度と比べて約３．３万人の減少を目指すこととしています。また、精神病床における退院率については、平成３０年度に上位１０パーセントの都道府県が達成している値、３箇月時点６８．９パーセント以上、６箇月時点８４．５パーセント以上、１年時点９１．０パーセント以上とすることを基本としています。

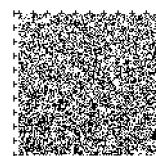
本市では、重層的支援体制整備事業※を中心に相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に行い、継続的な伴走支援を行える体制づくりを進めています。また、地域ケア個別会議を実施し、高齢者、障害のある人等が、地域で生活をしていくための支援の在り方について、個別ケースを通じて検討をしています。引き続き地域ケア個別会議において保健・医療・福祉関係者等による協議を推進します。

※重層的支援体制整備事業…既存の相談支援の機関等が、全ての住民を対象として、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に行う事や、継続的な伴走支援を行える体制を整えることを目指しています。

（３）障害者地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国が示した基本指針では、令和８年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討することと、強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本としています。

本市においては、すでに障害者地域生活支援拠点等を市内に設置し、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めています。また、年１回、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を東近江市障害者総合支援協議会において実施しています。今後は、強度行動障害を有する者に関し、本市及び圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。



(4) 福祉施設から一般就労への移行

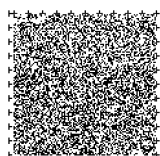
国が示した基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本としています。

就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本としています。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本としています。

本市においては、東近江圏域サービス調整会議（就労部会）いちおしネットを活用していますが、第7期計画期間中の成果目標を次のように定めます。また、就労定着支援事業の実施方法については、協議を進めます。

■成果目標

項目	数値	考え方
【参考値】 福祉施設から一般就労への移行者数	4人	平成28年度の一般就労への移行者数
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者数	4人	令和3年度の一般就労への移行者数：[A]
【目標値】 福祉施設から一般就労への移行者数	6人	令和8年度末までに一般就労へ移行する人の数：[B] ※ [A] の1.28倍以上（[B] / [A]）
【目標値】 就労定着支援事業の利用者数	5人	令和8年度末の就労定着支援事業利用見込 ※ [B] の7割以上が利用（[B] ×0.7）



2 障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

■内容

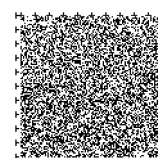
サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人で、日常生活を営むのに支障がある人に、日常生活の支援サービスを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行います。
行動援護	知的・精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護等を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難がある障害のある人等に、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害のある人に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供します。

■見込量（時間：一月当たりの延べ利用時間 人：事業対象者数）

サービス名		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	48,018	50,388	54,446	58,504	62,562	66,620
	人	280	288	300	312	324	336
重度訪問介護	時間	2,236	2,102	2,345	2,539	2,694	2,894
	人	26	30	32	34	36	38
行動援護	時間	28,658	28,999	36,396	38,816	41,236	43,656
	人	105	112	117	122	127	132
同行援護	時間	574	895	900	900	900	900
	人	10	8	10	10	10	10

■見込量確保のための方策

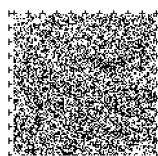
今後、同居家族の高齢化に伴い、訪問系サービスのニーズが高まることがアンケート調査結果等からも予測されます。特に、居宅介護及び行動援護については、ニーズが高まっていることから、サービス供給量の増加に努めます。加えて、必要とされるニーズに対応する供給量を賄うために、サービス提供事業所の人材確保と資質向上に対する支援・取組を実施します。



(2) 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護を要する障害のある人を対象に、主として日中に障害者支援施設等で行われる日常生活の支援や、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練等を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
就労選択支援	障害のある人の希望や能力・適性に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある人の就労を支援します。
就労移行支援	職場実習等、就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練等を行います。
就労継続支援A型	通常の事業所への雇用が困難な障害のある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行います（雇用型）。
就労継続支援B型	通常の事業所への雇用が困難な障害のある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行います（非雇用型）。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援を行います。
療養介護	主として日中に病院等の施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助等を行います。
短期入所	介護者の病気や家族の休養等のため、障害者支援施設等への短期入所による日常生活の支援等を行います。



■見込量（日／月：一月当たりの延べ利用日数 人：事業対象者数）

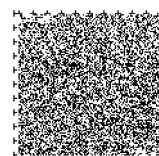
サービス名		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
生活介護	日／月	5,601	5,649	5,735	5,859	5,983	6,107
	人	319	310	313	321	327	336
自立訓練 (機能訓練)	日／月	32	22	41	41	41	41
	人	3	3	6	6	6	6
自立訓練 (生活訓練)	日／月	166	206	199	213	226	239
	人	14	14	15	16	17	18
就労選択支援	日／月	令和7年10月より新設				0	3
	人					0	2
就労移行支援	日／月	206	206	198	203	209	214
	人	40	35	36	37	38	39
就労継続支援 A型	日／月	584	608	632	632	646	646
	人	40	43	44	44	45	45
就労継続支援 B型	日／月	5,542	5,818	5,757	7,254	7,362	7,524
	人	379	378	385	403	409	418
就労定着支援	人	2	3	5	5	5	5
療養介護	人	33	34	33	34	35	36
短期入所	日／月	107	138	171	175	178	182
	人	54	82	95	97	99	101

■見込量確保のための方策

日中活動の場は、障害のある人の生活の場として重要な場所となっており、今後も必要量を確保するため事業所との連携の強化を図ります。

生活介護事業については、定員及び事業所増設に向けた働き掛けを行うほか、今後も必要量を確保するため、事業所との連携を強めていきます。

また、就労系のサービスについては、多様な雇用の場を設けるように努め、特に就労継続支援B型は、今後支援学校を卒業した人の進路先として増加を見込み、必要量を確保します。また、サービス提供事業所、ハローワーク、東近江圏域働き・暮らし応援センター等の関係機関や民間企業と連携して、一般就労への移行を促進します。



(3) 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
施設入所支援	主として夜間において、入所する施設における入浴、排せつ、食事の介護等に関する日常生活上の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営む住居における相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	障害者支援施設、グループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害のある人に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問及び随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う支援を行います。

■見込量（人／月：一月当たりの利用者数 人：事業対象者数）

サービス名		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
施設入所支援	人/月	1,009	1,181	1,009	996	984	972
	人	81 (20)	76 (21)	75 (20)	74 (19)	73 (18)	72 (17)
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	2,362	2,481	2,503	2,625	2,784	2,806
	人	212	224	236	248	260	272
自立生活援助	人	2	0	2	2	2	2

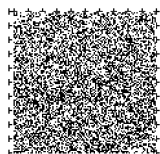
※施設入所支援の実績のうち、() については、県外施設入所者数（全体の内数）

■見込量確保のための方策

施設入所者数については、現在の入所者の障害の状態、地域移行者と新規入所者のバランスを考慮しつつ、必要な供給量の確保に努めます。

共同生活援助（グループホーム）は、住み慣れた地域での居住支援には充実が欠かせないサービスであり、アンケート調査等でもニーズの高いサービスとなっています。また、事業所ヒアリング調査で今後の参入意向があることから増加で見込み、供給量の確保に努めます。

今後、希望する地域生活を実現するためのサポートを充実できるよう、提供体制の確保に努めます。



(4) 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院に当たって支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院等から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

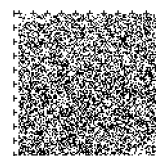
■見込量（人／年：年間の利用者数）

サービス名		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
計画相談支援	人/年	962	986	1,010	1,034	1,058	1,082
地域移行支援	人/年	5	2	2	2	2	2
地域定着支援	人/年	0	1	1	1	1	1

■見込量確保のための方策

計画相談支援については、量の確保のみならず、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の質の向上にも努め、サービスの充実を推進します。

地域移行支援、地域定着支援については、施設又は入院から地域への生活を希望する障害のある人に対し、相談支援事業者や施設、医療機関等の地域の関係機関と連携して必要に応じて支援を図ります。特に、地域移行支援については、圏域の障害者支援施設入所者地域移行促進等の会議とも連携しながら進めていきます。



3 地域生活支援事業等の見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人の理解を深めるための研修及び啓発を通じて、地域社会への働き掛けを行います。

■見込

サービス名		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込量確保のための方策

障害に対する理解を深めるために、手話講座やサロンの開催及び広報活動等、地域住民に対する理解促進と意識啓発に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

■内容

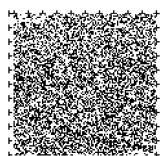
サービス名	内容
自発的活動支援事業	地域共生社会の実現に向け、家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対する支援方策を検討・実施していきます。

■見込

サービス名		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込量確保のための方策

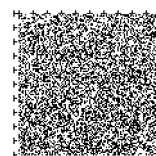
障害のある人たちをはじめ、その家族、地域住民等による自発的な取組を促進できるよう、ボランティア活動等への支援を継続します。



(3) 相談支援事業等

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な一般的な相談（障害者相談支援事業）を行います。
基幹相談支援センター	障害のある人の自立支援を目的とした総合的・専門的な相談窓口となるセンターです。
基幹相談支援センター等機能強化事業	特に必要と認められる能力を有する専門的職員を相談員として配置する基幹相談支援センター等機能強化事業を実施します。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	公営住宅や賃貸住宅に保証人がいないなどの理由で入居困難な障害のある人に、入所への支援、家主等への相談、助言を行います。
総合的・専門的な相談支援	本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談により、社会的・日常的な生活上の困難について状況把握を行った上で、必要に応じて実施する「情報提供や関係機関の紹介」、「専門的・継続的な関与又は緊急の対応」等を行います。
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	指定特定相談支援事業者等に対して、事業所への訪問や支援への同行等により、相談支援活動における課題に対する専門的な指導・助言等を行います。
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	各事業者の相談支援専門員に対して、個別面談や集団での事例検討会の場面を活用してスーパービジョン等による人材育成の支援等を行います。
地域の相談支援機関との連携強化の取組	各種の相談機関との連携会議（地域自立支援協議会等の既存の会議の活用を含む。）の開催等を行います。



■見込量（件：年間の実施件数 回：年間の実施回数）

サービス名		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
障害者相談支援事業	事業所数	16	16	16	17	18	20
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	検討	検討	検討	検討
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	検討	検討	検討	検討
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	検討	検討	検討
総合的・専門的な相談支援	件	基幹相談支援センターは未設置のため、実績値及び推計値はありません。			検討	検討	検討
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	件				検討	検討	検討
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件				検討	検討	検討
地域の相談支援機関との連携強化の取組	回				検討	検討	検討

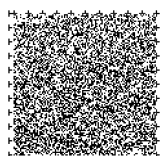
■見込量確保のための方策

相談支援事業については、障害のある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、専門的な相談対応と地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。基幹相談支援センターの設置については、圏域の市町と協議し、設置に向けて検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、身寄りがない等の理由により他に審判の請求をする人がいない人、また、資力がないために成年後見人等に対する報酬が支払えず利用できない人に対し、市長申立てや成年後見人等に対する報酬の助成を実施します。
権利擁護・成年後見支援センター	権利擁護に関する相談業務等（成年後見制度の利用支援等）を行います。



■見込量（人：年間の利用者数）

サービス名		令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （推計）	令和6年度 （見込）	令和7年度 （見込）	令和8年度 （見込）
成年後見制度利用支援事業 （市長申立て）	人	1	1	1	2	2	2
成年後見制度利用支援事業 （報酬の助成）	人	7	8	10	10	10	10
権利擁護・成年後見支援センター	相談 件数	21	11	25	25	25	25

■見込量確保のための方策

相談支援や成年後見制度利用促進のための中核機関等※との連携を図り、制度の対象となる人への適切な利用につなげていきます。

（５）成年後見制度法人後見支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

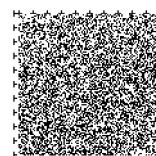
■見込量（件：法人数）

サービス名		令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （推計）	令和6年度 （見込）	令和7年度 （見込）	令和8年度 （見込）
成年後見制度法人後見支援事業	件	0	0	0	0	0	0

■見込量確保のための方策

成年後見制度法人後見支援事業においては、体制の整備を進め、提供開始を目指します。

※中核機関…成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワークの中核となる機関です。中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウなどが蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待されています。



(6) 意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳の方法により、障害のある人とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者を設置し、意思疎通の円滑化を図ります。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳及び要約筆記の方法により、障害のある人とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

■見込量（人：通訳者数 件：年間の利用件数）

サービス名		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
市専任通訳設置者数	人	3	2	3	3	3	3
市登録通訳者数	人	8	10	11	11	11	11
市手話通訳 (専任・市登録)	件	611	646	656	666	686	676
手話通訳者派遣事業 (滋賀県聴覚障害者福祉協会委託分)	件	8	27	32	37	42	47
要約筆記者派遣事業 (滋賀県聴覚障害者福祉協会委託分)	件	11	33	36	39	42	45

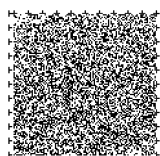
■見込量確保のための方策

手話通訳者・要約筆記者の設置・派遣については、滋賀県聴覚障害者福祉協会と連携を図りながら実施をしており、今後も滋賀県聴覚障害者福祉協会と連携を図りつつ、講座等の開催を通じて市登録通訳者の確保に努めます。また、盲ろう者の盲ろう者通訳や介助者の派遣については、NPO 法人しが盲ろう者友の会と連携を図りながら実施します。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等とのコミュニケーションを支援する手話奉仕員を養成するための研修を実施し、障害のある人の社会参加と交流を促進します。



■見込量（人：受講者数）

サービス名		令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （推計）	令和6年度 （見込）	令和7年度 （見込）	令和8年度 （見込）
手話奉仕員養成研修事業	人	15	25	25	25	25	25

■見込量確保のための方策

手話の習得には時間を要するため、継続的に研修を開催し、技術の向上と手話・聴覚障害への理解の促進を図ります。

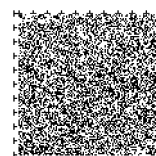
（８）日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障害のある人の日常生活の便宜を図るため、以下の自立支援生活用具等日常生活用具の給付を行います。
日常生活用具給付等事業の内容	
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の身体介護を支援する用具や訓練に用いる椅子等
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排せつ管理支援用具	ストマ用装具等の排せつ管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■見込量（件：給付件数）

サービス名		令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （推計）	令和6年度 （見込）	令和7年度 （見込）	令和8年度 （見込）
介護・訓練支援用具	件	9	10	10	10	10	10
自立生活支援用具	件	16	26	22	22	22	22
在宅療養等支援用具	件	13	36	13	13	13	13
情報・意思疎通支援用具	件	27	51	51	51	51	51
排せつ管理支援用具	件	275	286	301	316	331	346
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件	7	5	5	6	6	7



■見込量確保のための方策

障害のある人が自立した在宅生活を営むことができるように、それぞれにとって必要な日常生活用具の給付を行います。

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）については、障害のある人の高齢化に伴い、ニーズが高まると考えられることから、増加で見込みます。

（９）移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

■見込量（時間：年間の延べ利用時間 人：年間の利用者数）

サービス名		令和３年度 （実績）	令和４年度 （実績）	令和５年度 （推計）	令和６年度 （見込）	令和７年度 （見込）	令和８年度 （見込）
移動支援事業	事業所数	22	21	23	23	24	24
	時間	2,648	2,291	2,985	3,215	3,489	3,642
	人	104	115	123	128	133	138

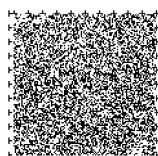
■見込量確保のための方策

移動支援事業については多くのニーズがあることから、サービス提供事業所等への働き掛けを行い、供給量の確保に努めます。また、障害のある人の社会参加の促進に加え、障害のある人の自立につなげるための支援の充実に努めます。

（10）地域活動支援センター事業

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、障害のある人に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る事業を実施します。



■見込量（人：年間の利用者数）

サービス名		令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （推計）	令和6年度 （見込）	令和7年度 （見込）	令和8年度 （見込）
地域活動支援 センター事業 （基礎的事業）	事業所数	2	2	2	2	2	2
	人	58	58	61	64	67	69
地域活動支援 センター機能 強化事業（Ⅰ型）	事業所数	2	2	2	2	2	2
	人	19	22	24	26	28	30

■見込量確保のための方策

ニーズに応じたサービス量を提供できるよう、サービス提供事業所との連携を図るとともに、地域活動支援センターの事業を周知し、利用者の増加を図ります。

（11）日中一時支援事業

■内容

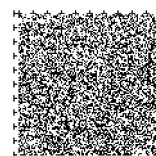
サービス名	内容
日中一時支援事業	日中における活動の場の確保、家族の一時的な休息等を支援します。

■見込量（人：年間の利用者数）

サービス名		令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （推計）	令和6年度 （見込）	令和7年度 （見込）	令和8年度 （見込）
日中一時支援 事業	事業所数	7	10	10	11	12	13
	人	25	34	42	50	58	66

■見込量確保のための方策

障害のある人が就労後も過ごすことのできる場として日中一時支援事業へのニーズの高まりがあることから、障害のある人やその家族の地域生活を支援するために、ニーズに応じたサービス量を提供できるよう事業の推進を図ります。



(12) 在宅重度障害者訪問入浴サービス事業

■内容

サービス名	内容
在宅重度障害者訪問入浴サービス事業	居宅において入浴することが困難な重度の障害のある人に対して、自宅へ訪問し専用の浴槽を利用して入浴サービスを行うほか、登録施設にて入浴の機会を提供し、体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

■見込量（人：年間の利用者数）

サービス名		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
在宅重度障害者訪問入浴サービス事業	人	15	18	21	24	27	30

■見込量確保のための方策

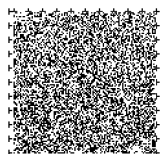
サービスを必要としている人の把握に努め、必要量の確保に努めます。

(13) 社会参加促進事業

■内容

サービス名	内容
スポーツ・レクリエーション事業支援	障害者スポーツ大会への参加及びスポーツ・レクリエーションの開催に係る各種支援を行います。
点字・声の広報発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点訳、音訳、その他分かりやすい方法により、市の広報や地域生活をする上で必要性の高い情報等を定期的に提供します。
芸術・文化講座開催等事業	障害のある人の芸術・文化活動を振興するため、障害のある人の作品展や音楽会等芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害のある人の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
余暇活動支援事業	余暇活動事業の開催及び参加のための各種支援を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業（本人運転）	重度の身体障害のある人が、就労等の社会参加のために運転免許の取得及び自動車の改造を行う場合に、その費用の一部を助成します。
活字での読書が困難な人への読書支援	読書支援機器の貸出しや、録音図書、点字図書、サピエ※からのデータの提供をします。

※サピエは、視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方に対して、様々な情報を点字、音声データで提供するネットワークです。運営は、全国視覚障害者情報提供施設協会が行っています。



■見込量（年間）

サービス名		令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （推計）	令和6年度 （見込）	令和7年度 （見込）	令和8年度 （見込）
スポーツ・レクリエーション事業支援	実施の有無	有	有	随時	随時	随時	随時
点字・声の広報発行事業	発行件数	160	228	200	200	200	200
芸術・文化講座開催等事業	実施の有無	有	有	随時	随時	随時	随時
余暇活動支援事業	実施の有無	有	有	随時	随時	随時	随時
自動車運転免許取得助成事業	助成人数	0	0	0	1	1	1
自動車改造助成事業	助成人数	4	0	3	3	3	3
活字での読書が困難な人への読書支援	実施の有無	有	有	随時	随時	随時	随時

※随時の対応をしています。

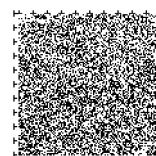
■見込量確保のための方策

スポーツ、文化・芸術活動、読書支援活動、余暇活動支援等を行い、障害のある人の社会参加を促進します。また、制度の周知を図り、サービスの必要な人の把握に努めます。

(14) 発達障害者等に対する支援

■内容

項目	内容
ペアレントトレーニング	保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解し、発達障害の特性を踏まえた褒め方等を学ぶことにより、子どもの行動を改善させることを目標とするトレーニングを指します。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムを指します。
ペアレントメンター	自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。ペアレントメンターは、同じような発達障害のある子どもを持つ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報提供を行います。
ピアサポート	「ピア」とは「同じ立場にある仲間」という意味で、障害・病気・不登校等の経験を持つ人が、その経験を活かしながら、同じ立場・課題に直面している人たち同士で情報や体験を共有し、支えることを指します。



■見込量（人：年間の利用者数）

項目		令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （推計）	令和6年度 （見込）	令和7年度 （見込）	令和8年度 （見込）
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	人	18	15	16	18	18	18
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	0	0	5

■見込量確保のための方策

早期支援に努め、保護者等が適切なタイミングで必要な支援の勧奨を受けられるよう支援体制を検討します。

また、本市におけるペアレントメンターの活動内容、規定、募集方法等を検討し、メンターの育成を具体的に進めていくための手続を検討します。ピアサポートについては、ピアカウンセリングを行う相談支援事業所等での実施に向けて働きかけます。

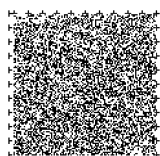
（15）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

■見込量（人：参加人数 回：実施回数）

項目		令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和5年度 （推計）	令和6年度 （見込）	令和7年度 （見込）	令和8年度 （見込）
障害福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加	人	2	2	3	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との共有	回	0	0	0	0	1	0

■見込量確保のための方策

障害福祉サービスの質を向上させるため、積極的な研修への参加及び事業所との情報共有に努めます。



第4部 第3期東近江市障害児福祉計画

障害児福祉計画は、国の基本指針に即して、障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保を計画的に図ることを目的としています。

1 令和8年度目標値の設定

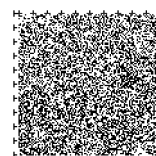
（１）重層的な地域支援体制の構築及び保育所等訪問支援の充実

本市では、すでに児童発達支援センターを設置し、保育所等訪問支援を実施していることから、これらを中心に障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。また、各関係機関との連携強化により保育所等訪問支援の更なる充実に努めます。

（２）重症心身障害児・医療的ケア児への支援及び放課後等デイサービス事業所の体制強化

国が示した基本指針では、令和8年度までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に1箇所以上確保すること、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等との連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

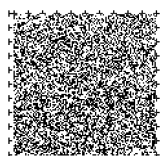
本市では、すでに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を有し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置していることから、本市が設置する発達支援会議医療的ケア児部会において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等との連携を強化し、障害のある子どもに対する支援の充実に努めます。



2 障害児支援事業の見込量

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を実施する児童発達支援に加え、医療の提供を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施するなど、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中（又は利用予定）の障害のある子どもが、集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対して集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害のある子どもに、支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。



■見込量（日／月：一月当たりの延べ利用日数 人：事業対象者数 人／年：年間の利用者数）

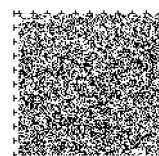
サービス名		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
児童発達支援	日/月	345	396	403	429	453	468
	人	123	127	136	144	152	157
医療型児童発達支援	日/月	6	0	6	令和6年4月より児童発達支援に統合されます。		
	人	1	0	1			
放課後等 デイサービス	日/月	2,351	2,590	2,773	2,969	2,998	3,018
	人	261	264	283	303	306	308
保育所等訪問 支援	日/月	71	88	88	220	220	220
	人	4	4	4	10	10	10
居宅訪問型 児童発達支援	日/月	0	0	0	0	0	1
	人	0	0	0	0	0	1
障害児相談 支援	人/年	395	418	435	462	491	502
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ターの配置	配置 人数	3	4	3	3	3	3

■見込量確保のための方策

児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児相談支援については、今後のニーズ等から増加すると見込み、関係機関やサービス提供事業者と連携して実施体制の確保を図ります。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、対象となる医療的ケア児の把握に努めつつ、すでに設置した協議の場と合わせて体制の充実を図ります。

今後も各サービスの提供を通して、療育の必要な子どもやその家族が抱える子どもの発達への不安にしっかりと対応し、事業所の確保に努めます。



第5部 計画の推進

障害者施策は、福祉、保健、医療、生活環境、人権、産業、雇用、教育、住宅等、幅広い分野にわたっていることから、庁内の関係部局が緊密に連携し、総合的に取り組むとともに、関連施策との連携を図ります。また、国、県、近隣自治体、障害者団体、社会福祉法人、NPO法人等と連携し、協力体制を一層強化します。

（１）東近江市障害者総合支援協議会による進行管理

障害者団体、学識経験者、特別支援学校、障害者福祉事業に従事する関係者等で構成する「東近江市障害者総合支援協議会」において、計画の進捗状況や施策の実施状況等について検証と評価を行います。さらに、それを踏まえた上で、計画の適切な推進に向け、障害のある人の地域における課題の把握、その解決に向けた関係機関の連携体制の構築、関係機関の交流や情報の共有及び学習の場の提供、東近江地域障害児（者）サービス調整会議との連携や調整等、本市の障害福祉施策の円滑かつ適正な推進のための調整的役割を担います。

（２）庁内の推進体制

この計画を推進するに当たっては、障害のある人の就労支援や地域生活への移行支援等、福祉分野だけでなく、保健・医療をはじめ、生活環境、人権、産業、雇用、教育、住宅等、多様な分野との連携が必要となります。そのため、庁内会議等を通じて、関係各課と連携し、調整を図りながら計画を推進します。また、計画の各施策及び事業に関わる事項については、庁内の各担当所管課等が施策の現状や進捗状況等についての検証と評価を行います。

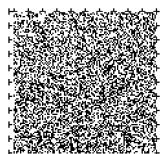
（３）国・県・近隣自治体等との連携

障害福祉サービスの提供や就労支援、施設から地域生活への移行支援に当たっては、近隣自治体を含め、東近江福祉圏域や県内全体における調整とネットワーク化が必要となるため、東近江地域障害児（者）サービス調整会議、東近江市しごとづくり応援センター、東近江圏域働き・暮らし応援センター、東近江公共職業安定所、特別支援学校、国、県等との連携を図りながら計画を推進します。

国や県の施策については、県や市長会等、様々な機会を通じて要望していきます。

（４）地域との連携

この計画の推進と障害に対する理解を進めるための取組や地域での見守り、支援、交流、防犯、防災等の取組について、市社会福祉協議会をはじめ障害者支援事業所、教育や医療等の関係機関、障害者団体、親の会、民生委員・児童委員、障害者相談員、自治会、まちづくり協議会、企業等と連携を図り、地域福祉活動の具体的な取組の実現を目指します。



(5) 役割分担

①市民の役割

障害のある人が、地域社会の一員として社会活動に参加するとともに、障害のある人にとって、自分の持つ能力を発揮し、自分自身の自律及び自立、自ら選択する自由をめざしていくことも大切です。

地域住民は、障害のある人への理解や必要な配慮を提供するとともに、福祉の受け手としてだけでなく、福祉の担い手として市民活動やボランティア活動等に自発的かつ主体的に参加するなど、共生社会の実現に向けて地域社会における役割を果たすことが望まれます。

②各種団体・事業者等の役割

障害者団体は、障害のある人の生活に関するニーズの把握と自主的な支援活動、各種啓発活動等の展開が求められます。

市民活動団体やボランティア団体は、障害のある人や地域のニーズに応じたきめ細やかなサービス提供や活動が期待されます。

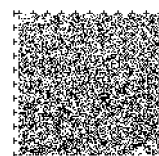
障害者支援事業所は、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供することが求められます。

企業は、地域社会を構成する一員として、障害のある人と対話を重ね、障害の理解や合理的配慮を行い、障害者雇用や障害のある人が働きやすい環境整備等により、障害のある人の自立を支援していくことが期待されます。

③行政の役割

本市は、障害のある人と対話を重ね、ともに解決策を検討するためのお互いのやり取りによって、障害理解や合理的配慮を行い、市民、事業所等へも啓発に努めます。

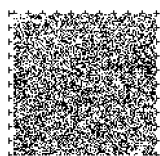
また、地域住民に最も身近な行政機関として、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう障害福祉サービスや支援体制の充実に努め、障害のある人やその家族等からの様々な相談に応じるとともに、各種サービスの提供を適切に行うなど総合的な支援を行います。



1 計画策定の経過

計画策定に当たっては、東近江市障害者計画等策定委員会を中心として、東近江市障害者総合支援協議会への意見照会等により検討協議を行いました。

日程	実施項目	主な内容
令和4年 11月17日	第1回 東近江市障害者計画等策定委員会	・委員長及び副委員長の選出 ・障害福祉計画策定スケジュールについて ・ニーズ調査の実施について
令和4年 12月1日～ 12月23日	ニーズ調査	・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に18歳未満・以上に分けて実施
令和5年 2月15日	第2回 東近江市障害者計画等策定委員会	・ニーズ調査結果の報告について ・アンケート調査の実施について
令和5年 2月22日～ 3月17日	アンケート調査	・医療機関、市内に障害福祉サービス事業所を運営する法人、関係団体を対象に実施
令和5年 5月25日	第3回 東近江市障害者計画等策定委員会	・アンケート調査結果について ・計画骨子案の検討
令和5年 7月27日	第4回 東近江市障害者計画等策定委員会	・計画素案の検討
令和5年 8月17日	第5回 東近江市障害者計画等策定委員会	・計画素案の検討
令和5年 9月7日	第6回 東近江市障害者計画等策定委員会	・計画素案の検討
令和6年 1月11日	パブリックコメント	・令和6年2月1日まで実施
令和6年 3月末	計画策定報告	・県、市議会、県内市町、関係機関等へ計画策定報告と計画書配布



2 東近江市障害者計画等策定委員会要綱

平成 26 年 7 月 1 日

告示第 350 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する東近江市障害者計画の策定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する東近江市障害福祉計画の見直しに当たり、広く市民の意見を反映するため、東近江市障害者計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 東近江市障害者計画の立案に関する調査研究、審議に関すること。
- (2) 東近江市障害福祉計画の見直しに関する調査研究、審議に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、東近江市障害者総合支援協議会委員をもって充てるとともに、その他本計画の策定のために市長が必要と認めた者で組織する。

- 2 策定委員会は、委員 22 人以内で組織する。
- 3 委員は、市長が委嘱、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

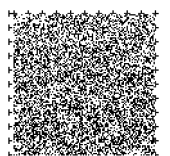
第 5 条 策定委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。



(作業部会)

第7条 計画の策定及び見直しに必要な資料の検討及び提供、計画原案の作成等を行うとともに計画の策定作業を円滑に推進するため、作業部会を設置することができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

(守秘義務)

第8条 策定委員会若しくは作業部会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 策定委員会の事務局は、福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年7月1日から施行する。

(招集の特例)

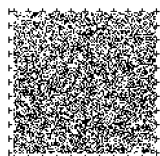
2 第5条第2項の規定により委員長が互選されるまでに開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成28年告示第316号)

この告示は、平成28年5月18日から施行する。

附 則 (令和5年告示第138号)

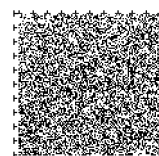
この告示は、令和5年4月1日から施行する。



3 東近江市障害者計画等策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属	備 考
山 和美	びわこ学院大学	委員長
破瀬 恵津子	東近江市社会福祉協議会	
西 義一	東近江市民生委員児童委員協議会	
藤宮 祐憲	社会福祉法人 蒲生野会	
野々村 光子	社会福祉法人 わたむきの里福祉会	
山田 安津子	社会福祉法人 美輪湖の家	
宮下 律夫	社会福祉法人 八身福祉会	
寺川 登	社会福祉法人 あゆみ福祉会	副委員長
田端 一恵	社会福祉法人 グロー	
稲岡 昌美	社会福祉法人 こなんSSN	
吉田 晃	社会福祉法人 くすのき会	
谷田 市郎	特定非営利活動法人 たけのこ福祉会	
堀井 晃	東近江市身体障害者厚生会	
鯉江 みち子	東近江市手をつなぐ育成会	
東 聡	滋賀県立八日市養護学校	～R 5. 3. 31
大槻 魅妃	滋賀県立八日市養護学校	R 5. 5. 25～
井上 広法	滋賀県東近江健康福祉事務所	
佐々木 潤子	公募委員	
新宅 孝美	公募委員	



第7期東近江市障害福祉計画
第3期東近江市障害児福祉計画

令和6年3月

編集・発行：東近江市 福祉部 障害福祉課

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

TEL 0748-24-5640

IP 050-5801-5640

FAX 0748-24-5693

